

○総務省告示第五十八号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第六条第七項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十六号（電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する電波の周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

表4の項中 「5,950kHz」を「5,900kHz」に、「7,100kHz」を「7,200kHz」に、「7,300kHz」を「7,450kHz」に、「9,500kHz」を「9,400kHz」に、「11,650kHz」を「11,600kHz」に、「12,050kHz」を「12,100kHz」に、「13,600kHz」を「13,570kHz」に、「13,800kHz」を「13,870kHz」に、「15,600kHz」を「15,800kHz」に、「17,550kHz」を「17,480kHz」に、「170MHzを超え」を「207.5MHz以上」に、「770MHz」を「710MHz」に改める。

○総務省告示第五十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第七条第四項の規定に基づき、基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第1の2(1)ウを削り、同(1)エ中「デジタル放送（標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る。）」を「テレビジョン放送」に改め、同エ(ア)中「470MHzから770MHzまで」を「470MHzを超え770MHz以下」に、「テレビジョン放送」を「もの」に改め、同エを同(1)ウとし、同2(3)中「(第5において「U」の表示を付したものはUHF帯の周波数に係るものを示す。)」を削る。

第1の3中「6」を「4」に、「13」を「10」に、「第9」を「第7」に改める。

第1の4及び5を削る。

第1の6(4)及び(5)を削り、同6を第1の4とする。

第1中7を削り、8を5とする。

第1の9中「又はテレビジョン放送」及び「（標準テレビジョン音声多重放送又は音声信号副搬送

波を使用する伝送方式による標準テレビジョン・データ多重放送を行う地上系の基幹放送局の空中線電力は、その基幹放送局が設備を共用する標準テレビジョン放送を行う基幹放送局の音声の送信に係る空中線電力と同一）」を第5の10を第1の9とする。

第1の9中「5950kHzから6200kHzまで、7100kHzから7300kHzまで、9500kHzから9900kHzまで、11650kHzから12050kHzまで、13600kHzから13800kHzまで、15100kHzから15600kHzまで、17550kHzから17900kHzまで、21450kHzから21850kHzまで及び25670kHzから26100kHzまで」を「5900kHzを超え6200kHz以下、7200kHzを超え7450kHz以下、9400kHzを超え9900kHz以下、11600kHzを超え12100kHz以下、13570kHzを超え13870kHz以下、15100kHzを超え15800kHz以下、17480kHzを超え17900kHz以下、21450kHzを超え21850kHz以下及び25670kHzを超え26100kHz以下」とし、同10を第1の7とする。

第1の11中「から」を「を超え」とし、「まで」を「以下」に改め、同11を第1の8とする。  
第1中12を9とし、13を10とする。

第1の14中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、同14(5)中「(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものを除く。)」を削り、同14中(5)を(3)とし、(6)を削り、同14を第1の11とする。

第4の1の表中	東京	82.5	10	東京	82.5
---------	----	------	----	----	------

「		」		「		」	
東京	80.0	10	東京	80.0	81.3		
	81.3	10					

「7」に、同3(1)の表中

10  
7

に改める。

第5を削る。

第6中「(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式によるものに限る

(栃木)			
宇都宮	47	0.1	
日光	47	0.01	
大田原	47	0.01	
(群馬)			
前橋	37	0.1	
沼田	37	0.005	
(埼玉)			

。)」を削り、第6の1(1)の表中

を「(埼玉)」

		銚子	34	0.01	銚子	51
	に		51		を	

0.01 に改め、同表注1を次のように改める。

(注1) 総合放送（広域放送）を行う放送対象地域の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

第6の1(1)の表注2を削り、同表注3中「。この場合において、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする」を削り、同注を同表注2とし、同1(2)の表中

18	0.5	渡島	18	0.5	秋田	15
	を		29	に		48

	1	秋田	48	1	に改め、	「(注3)」を削り、
	を			に		
沼田	37	0.005	沼田	37	0.005	岡谷

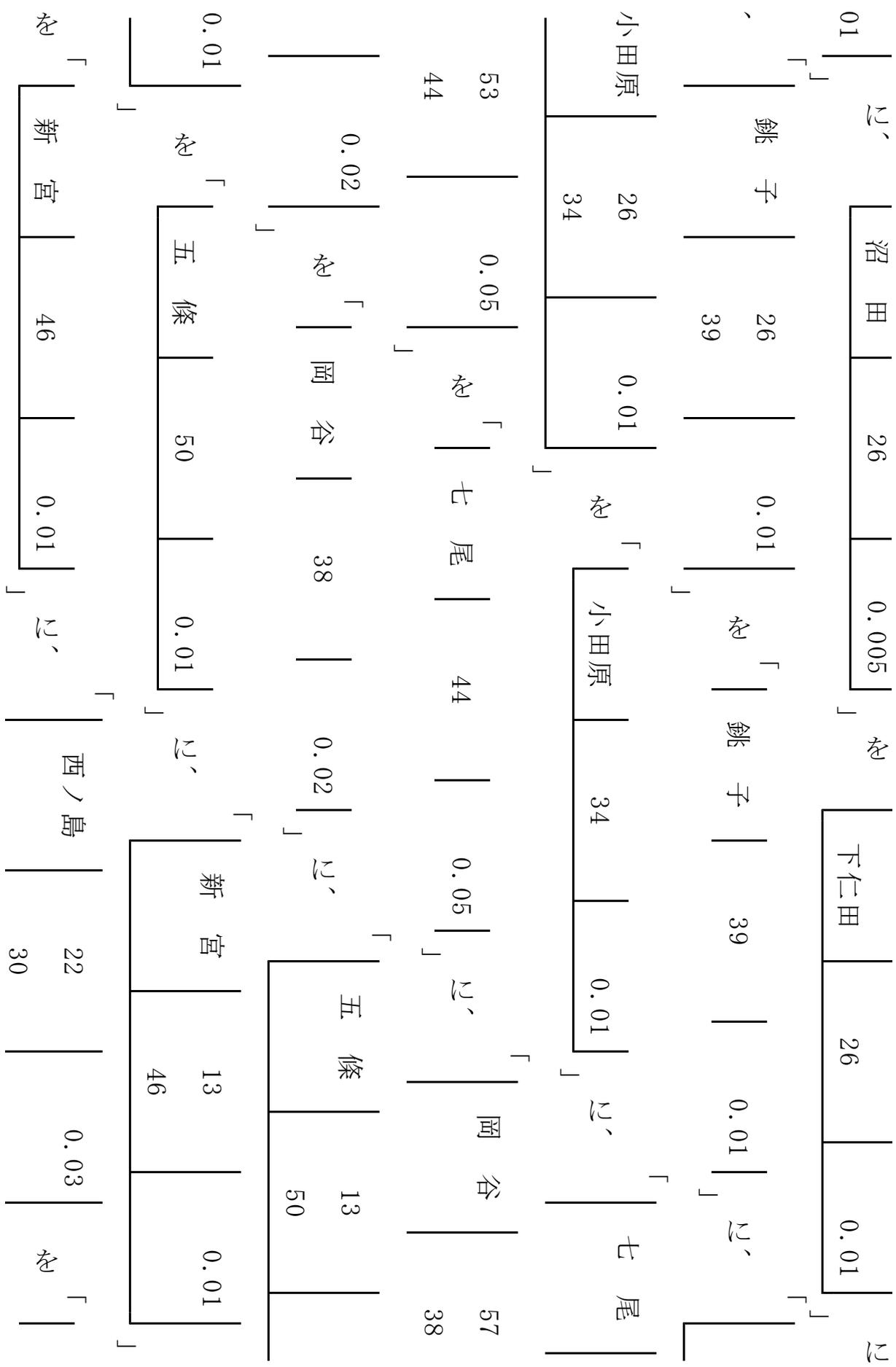


0.03	八幡浜	須佐	56	0.01	八幡浜	24	0.01
		36	36				
0.01	八幡浜	59	0.01	や	八幡浜	24	0.01
		24					

に改め、同表注を次のように改める。

(注) 周波数 (チャンネル番号) の欄中、上下2段に周波数 (チャンネル番号) の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数 (チャンネル番号) を、下段は変更する周波数 (チャンネル番号) を表す。この場合において、一関を送信場所とする中継局にあつては、上段の周波数 (チャンネル番号) の使用は平成25年3月31日までに限る。

第6の1(3)の表中	秋田	13	1	や	秋田	50	0.
		50			秋田	50	
		53			能代	45	
	能代	45					
1	1			沼田	26	0.005	





第9の3(1)の表中

沼田	21	22	23	24	25	0.005
----	----	----	----	----	----	-------

沼田	21	22
下仁田	21	22

23	24	25	0.005
23	24	25	0.01

銚子	21	22	23	24	25
銚子	42	36	45	43	33

銚子	21	22
----	----	----

子	33	36	42	43	45	0.01
---	----	----	----	----	----	------

小田原	21	22	23	24	25	0.01
小田原	38	36	49	47	52	

小田原	36	38	47	49	52	0.01
-----	----	----	----	----	----	------

五條	14	15	16	17
五條	35	37	39	41

0.01	五條	35	37	39	41	0.01	新宮	14	15	16
										38

17	0.01	新宮	14	16	38	42	0.01
42							

次のように改める。

に改め、同表注を

(注) 周波数 (チャンネル番号) の欄中、上下2段に周波数 (チャンネル番号) の記述がある場合、上段は現在割り当てられている周波数 (チャンネル番号) を、下段は変更する周波数 (チャンネル番号) を表す。

第9の(2)の表

釧路	31	36	43	45	61	41	1
----	----	----	----	----	----	----	---

釧路	31	36
----	----	----

41	43	45	1
----	----	----	---

根室	27	31	35	43	45	0.05
----	----	----	----	----	----	------

根
---

室	27	31	35	43	45	0.05
	38		40	44		

静内	20※31※33※41	42	0.01
	39	35	37

静内	35	37	39	41	42	0.01
----	----	----	----	----	----	------

中標津	28	30	34	37	56	25
-----	----	----	----	----	----	----

0.2
-----

中標津	25	28	30	34	37	0.2
-----	----	----	----	----	----	-----

秋田	17※21	29
	35	

1	(注3)	秋田	21	29	35	1	(注2)	沼田
---	------	----	----	----	----	---	------	----

19	0.005
----	-------

沼田	19	0.005
下仁田	19	0.01

東京	20※	3	新島	20※	0.03
	16			50	

東京	20	3	新島	20	0.
	16			50	

03	小田原	18※	0.01	小田原	31
		31			

	0.01	七尾	20	30	39	61	0.05	七尾	20

30	39	42	0.05	岡谷	41	49	51	53	0.02
----	----	----	------	----	----	----	----	----	------

\_\_\_\_\_」

\_\_\_\_\_」

44

岡谷	41	44	49	51	0.02
----	----	----	----	----	------

」

五條	22※	21	0.01
----	-----	----	------

」	を	「	
		五條	21

」

新宮	20※	34
----	-----	----

0.01
------

を	「	
	新宮	34

」

0.01	」	「注4」を	「注3」
------	---	-------	------

、 「注5」を 「注4」に、 「注6」を 「注5」に、 「注7」を 「注6」に、

須佐	35※	53	50	40
----	-----	----	----	----

55	0.01
----	------

を	「			
	須佐	40	43	50

」

八幡浜
-----

47	49	54	57	0.01
----	----	----	----	------

を	「				
	八幡浜	47	49	50	51

」

西守和	54	57	58	61	0.02
	17	51	49	21	

西守和	17	21	49	51
-----	----	----	----	----

0.02

比

宗 像

16	18	20	24	26
----	----	----	----	----

0.021

を

宗 像

16	18	20
23		

24	26	0.021
----	----	-------

比

郷ノ浦

20	38	45	61
41			

0.03

を

郷ノ浦

20	38	41	45	0.03
----	----	----	----	------

に改め、同表(注1)

を削り、同表(注2)

中「この場合において、上段の

周波数（チャンネル番号）（上段に※が付されているものを除く。）の使用は平成24年7月24日までに限ることとし、下段の周波数（チャンネル番号）の使用は平成23年7月25日からとする。」を削り、同表(注2)を同表(注1)とし、同表(注3)から(注7)までを同表(注2)から(注6)までとし、第6を第5とする。第7を削る。

第8中「(注1) (注2)」を「(注)」に改め、第8の表注を次のように改める。

(注) 中継器の故障等により、上記により難しい場合には、特別な措置を講ずることができる。

第8を第6とする。

第9中「(註2)(註3)」を「(註2)」に改め、第9の表(注3)を削り、第9を第7とする。

○総務省告示第六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第百七十三号（二〇七・五MHz以上二二二MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針）の一部を次のように変更することとしたので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

別表第一第四項第一号(五)中「地上デジタル放送」を「地上基幹放送」に改め、「（デジタル放送に限る。）」を削る。

○総務省告示第六十一号

放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第九十一条第四項の規定に基づき、基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）の一部を次のように変更することとしたので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第1の1(1)ア(エ)を次のように改める。

(エ) テレビジョン放送

協会の放送については総合放送及び教育放送各1系統の放送、学園の放送については大  
学教育放送1系統の放送並びに民間基幹放送事業者の放送については総合放送4系統の放  
送が、全国各地域（学園の放送にあつては授業実施予定地域）においてあまねく受信でき  
ること。ただし、全国の主要地域において行う民間基幹放送事業者の放送については、5  
系統以上の放送が各主要地域においてあまねく受信できること。

なお、平成23年7月24日（岩手県、宮城県及び福島県の区域にあつては平成24年3月31  
日）をもってデジタル放送以外の放送からデジタル放送に移行したが、デジタル放送以外  
の放送が実施されていた区域と同等の区域において、平成27年3月31日までにデジタル放

送が受信できるようにすること。

第1の1(1)イを次のように定める。

イ 衛星基幹放送

衛星基幹放送については、放送に関する需要の動向を勘案するとともに、地上基幹放送及び有線一般放送との連携に留意しつつ、その普及を図るとともに次のとおりとする。

(ア) 協会の衛星基幹放送

A 協会の放送については、その周波数の1の範囲内において、次の(A)及び(B)に掲げる各1系統の高精細度テレビジョン放送を行うこと（一部の時間帯において、高精細度テレビジョン放送と同時に標準テレビジョン放送を行うこと又は複数の標準テレビジョン放送を同時に行うこともできるものとする。）。

(A) 衛星基幹放送の広域性、経済性、大容量性及び高品質性を生かした情報の提供を行う総合放送

(B) 外部の事業者の企画・制作能力を放送番組に活用し、過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及を促進することを目的とする総合放送

B Aの放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組みものとする。

(A) 首都直下型地震等により地上基幹放送の全国に向けた放送の実施に重大な障害が生

じた場合においても全国に向けた情報の提供が確保されるよう、衛星基幹放送による放送の特性を生かすこと。

(B) 多様化、高度化する公衆の需要を踏まえデジタル技術の新しい利用方法の開発又は普及を進めること。

C A(B)の放送については、次の(A)及び(B)に掲げる事項に取り組むものとする。

(A) 各年度の総放送時間のうち、協会が外部制作事業者（国内において放送番組の制作の事業を行う者（協会の子会社及び関連会社を除く。）をいう。以下同じ。）に制作を委託した放送番組（協会の子会社及び関連会社を介して制作を委託したものを含む。）及び協会と外部制作事業者が共同で制作した放送番組の放送時間が占める割合が百分の十六以上となるよう努めること。

(B) 各年度の総放送時間のうち、協会が企画競争等に付して他に制作を委託した放送番組及びそれ以外の外部制作事業者が制作に参加した放送番組の放送時間が占める割合が百分の五十以上となるよう努めること。

D 協会の衛星基幹放送の在り方については、(ウ)に規定する特定標準テレビジョン放送が終了するまでの間に、協会の地上基幹放送によるテレビジョン放送の難視聴世帯の状況、技術の進展の動向等を踏まえて、総合的な検討を行い、必要に応じて見直すこととす

る。

(4) 学園の衛星基幹放送

学園の衛星基幹放送については、1系統の高精細度テレビジョン放送（注）及び1系統の超短波放送による大学教育放送を行うものであること。

（注）高精細度テレビジョン放送が行われない場合に行う標準テレビジョン放送を含む。

(ウ) 民間基幹放送事業者の衛星基幹放送

民間基幹放送事業者の衛星基幹放送については、技術動向を踏まえ、高精細度テレビジョン放送を中心としつつ、デジタル技術を活用した高音質化及び高画質化を目指すとともに、多様化、高度化する放送需要に応えるため放送を行うこと。また、衛星基幹放送全体として、幅広い分野の多様な放送番組が確保されるよう配慮すること。

なお、その周波数の1の範囲内において、7系統の標準テレビジョン放送（(1)ア(エ)のうち協会の放送及び民間基幹放送事業者の放送（民間基幹放送事業者の放送についてはその放送対象地域が関東広域圏であるものに限る。）と同一の放送を同時に行うものに限る。

以下「特定標準テレビジョン放送」という。）を行うものであること。

第1の2(2)中「なお、デジタル方式による衛星基幹放送の業務については」や「また」を削除す。

第3の2(1)注1を次のように改める。

(注1) 協会の行う総合放送の関東広域圏には、茨城県、栃木県及び群馬県を含まないものとする。

- 第3の2(2)エを削り、同(2)オ(ウ)から(オ)までを削り、同(2)中オをエとし、同2(3)中「(デジタル放送)」を削り、同2(4)を削り、同2(5)中「使用するデジタル放送」を「使用するもの」に改め、同2中(5)を(4)とする。

○総務省告示第六十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十三条第六号（5）の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百四十号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第一項第一号中「のうちデジタル放送」を削る。

○総務省告示第六十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の三第五項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第千十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第三項の表三の項中「又はテレビジョン放送」及び「又はテレビジョン多重放送」を削る。

○総務省告示第六十四号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第二条第五項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百七十九号（無線局免許手続規則第二条第五項の規定に基づき希望する周波数の一ごとに免許の申請をすることを要しない基幹放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第一項及び第二項を削り、第三項の項番号を削り、同項を第一項とする。

○総務省告示第六十五号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第七条第二項の規定に基づき、昭和三十五年郵政省告示第六百四十号（放送区域等を計算による電界強度に基づいて定める場合における当該電界強度の算出の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

2中「、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」を「又は超短波文字多重放送」に改め、2(2)注3(1)イ中「、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送」及び「であつて300MHz以下の周波数の電波を使用する場合にあつては別表第6図から第13図まで、300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合」を「別表第24図及び」を削る。

別表第6図から別表第13図までを次のように改める。

別表第6図から別表第13図まで 削除

別表第14図中「(300MHzを越える周波数の電波を使用する場合のA')」を削る。  
別表第15図から別表第21図まで中「(300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のA')」を削る。

別表第24図を次のように改める。

別表第24図 削除

別表第25図中「(300MHzをこえる周波数の電波を使用する場合のS')」を削る。

○総務省告示第六十六号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十五条の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第九十九号（無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第五項中「又はテレビジョン多重放送」及び「又はテレビジョン放送」を削る。

○総務省告示第六十七号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号の二第1及び第8の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

別表第十五号の表標準テレビジョン放送の項を次のように改める。

標準テレビジョン放送	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節又は第6章第3節に規定される方式により放送を行うもの	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。	TA2
	人工衛星	標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する		TA3

		送信の標準方式第6章第2節に規定される方式により放送を行うもの	
人工衛星		標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定される方式により放送を行うもの	TA4
人工衛星		標準テレビジョン放送のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節又は第6章第5節に規定される方式により放送を行うもの	TA5

別表第十五号の表中標準テレビジョン音声多重放送の項、標準テレビジョン文字多重放送の項及び

「



	放送するもの
人工衛星	標準テレビジョン うちデジタル放送 送信の標準方式第 節に規定される方 放送するもの
人工衛星	標準テレビジョン うちデジタル放送 送信の標準方式第 節又は第 6 章第 5 される方式により もの

放送等の に関する 5 章第 2	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規	TH 2
------------------------	---	------

高精細度テレビ ジョン放送を含む テレビジョン	人工衛星	標準テレビジ うちデジタル 送信の標準方 式
-------------------------------	------	---------------------------------

放送

節に規定 放送する	定に基づく告示の方式によ る場合は、その旨を備考の 欄に記すこと。	
放送等の に関する 3章によ	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ る場合は、その旨を備考の 欄に記すこと。	TH3
放送等の に関する 6章第2 式により	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ る場合は、その旨を備考の 欄に記すこと。	TH4
放送等の に関する		TH5

や

	節又は第6章 される方式に うもの
地上	標準テレビジ うちデジタル 送信の標準方 定される方式 行うもの
人工衛星	標準テレビジ うちデジタル 送信の標準方 節に規定され 放送を行うも
人工衛星	標準テレビジ うちデジタル 送信の標準方

6章第4式により		
放送等の に関する 5章第3 節に規定 放送する		TH6

」

		節に規定され 放送を行うも
	人工衛星	標準テレビジ うちデジタル 送信の標準方 節又は第6章 される方式に うもの

ジョン放送等の 放送に関する 式第5章第2 第3節に規定 より放送を行	標準テレビジョン放送等の うちデジタル放送に関する 送信の標準方式第85条の規 定に基づく告示の方式によ る場合は、その旨を備考の 欄に記すこと。	TH2
---	--	-----

<p>ヨソ放送等の 放送に関する 式第3章に規 により放送を</p>	T H 3
<p>ヨソ放送等の 放送に関する 式第6章第2 る方式により の</p>	T H 4
<p>ヨソ放送等の 放送に関する 式第6章第4 る方式により の</p>	T H 5
<p>ヨソ放送等の</p>	T H 6

に改める。

放送に関する  
式第5章第3  
第5節に規定  
より放送を行

○総務省告示第六十八号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第三百三十八条第一項ただし書の規定に基づき、昭和三十四年郵政省告示第五百九号（無線局運用規則により呼出符号又は呼出名称の放送を省略できる基幹放送局及び地上一般放送局を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第一項を次のように改める。

一 一の基幹放送局と同一の免許人に属し、かつ、同一の種類 of 放送を行う他の一の基幹放送局の放送番組の全部を同時に中継する放送（以下「同時中継放送」という。）を行う当該一の基幹放送局（一日の放送時間のうち三十分以内の時間に同時中継放送以外の放送を行うものを含む。）

第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

○総務省告示第六十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第二項及び別表第一号注二十  
一ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備及びその技術的条件  
を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第二百七十九号（極微小電力でテレビジョン放送を行う放送局の送信  
設備及びその技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

1 地上基幹放送局の送信設備

空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

2 技術的条件

一 空中線電力の許容偏差

上限（パーセント）	下限（パーセント）
五〇	五〇

二 周波数の許容偏差

二〇  
kHz

○総務省告示第七十号

超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第九十号）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百九号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）の全部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

一 データ信号の構成

- 1 多重副搬送波を使用するデータ信号の伝送は、データパケットにより行うものとし、その構成は別図第一号のとおりとする。
- 2 垂直帰線消去期間を使用するデータ信号の伝送は、データラインにより行うものとし、その構成は別図第二号のとおりとする。
- 3 音声信号副搬送波を使用するデータ信号の伝送は、パケットにより行うものとし、その構成は別図第三号のとおりとする。
- 4 データグループは、一の論理チャネルで伝送される一又は連続した複数のデータブロックの一群のデータであり、その種別はD G構成一及びD G構成二とし、その構成は別図第四号のとおりとする。

5 データグループデータを用いて伝送される信号は、フアクシミリ信号、静止画信号、文字信号、テレソフトウェア信号、時刻信号及び複合データ信号とし、各信号の伝送の制御は、別図第五号に示す伝送制御データにより行うものとする。

6 各信号の構成等は、次のとおりとする。

(1) フアクシミリ信号

フアクシミリ信号の構成及び送出手順は、別表第一号のとおりとする。

(2) 静止画信号

静止画信号の構成及び送出手順は、別表第二号のとおりとする。

(3) 文字信号

文字信号の構成及び送出手順は、別表第三号のとおりとする。

(4) テレソフトウェア信号

テレソフトウェア信号の構成及び送出手順は、別表第四号のとおりとする。

(5) 時刻信号

時刻信号の構成及び送出手順は、別表第五号のとおりとする。

(6) 複合データ信号

複合データ信号の構成及び送出手順は、別表第六号のとおりとする。

## 二 スクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御

### 1 スクランブルを行う範囲

#### (1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

スクランブルを行う範囲は、データパケットのヘッダ部、データ部の先頭より十二ビットまでの領域及び冗長ビット以外の任意の部分とする。ただし、データパケットの冗長ビットにおけるチェック符号は、スクランブル処理を行った信号に対して求めるものとする。

#### (2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

スクランブルを行う範囲は、データラインの同期部、データパケットの先頭より十二ビットまでの領域及び冗長ビット以外の任意の部分とする。ただし、データパケットの冗長ビットにおけるチェック符号は、スクランブル処理を行った信号に対して求めるものとする。

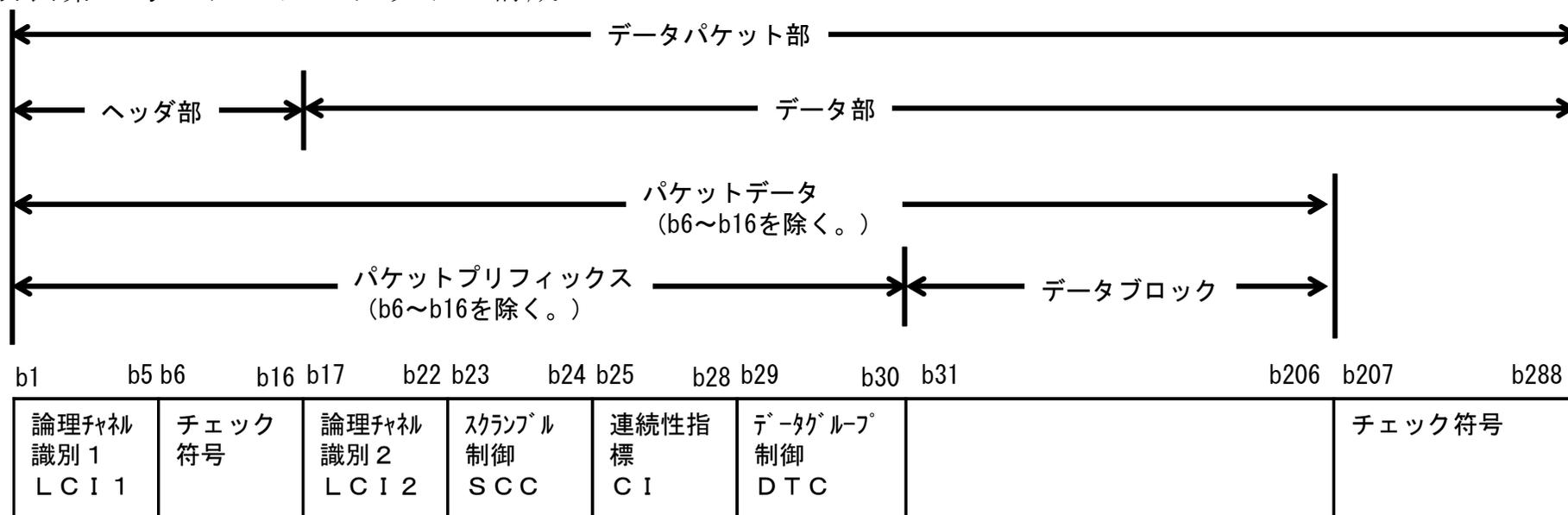
#### (3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

スクランブルを行う範囲は、データパケット部のうちパケットプリフィックスのデータグループ制御を除く各データ及び冗長ビット以外の任意の部分とする。ただし、データパケット部の冗長ビットにおけるチェック符号は、スクランブル処理を行った信号に対して求めるものとする。

### 2 スクランブルの制御

スクランブルの制御は、別表第七号のとおりとする。ただし、番組のデータにスクランブルを行なう場合は、適用しない。

別表第一号 データパケットの構成



注1 論理チャネル識別1 (LCI1) と論理チャネル識別2 (LCI2) を組み合わせてデータ多重放送の信号を伝送する論理チャネルを識別し、LCI1が同一である各論理チャネルのパケット構成は共通とする。

ただし、LCI1が配列順に“10000”のときはテレビジョン有料方式の関連情報パケット、“00000”のときは受信処理において無視することを示すダミーパケットする。

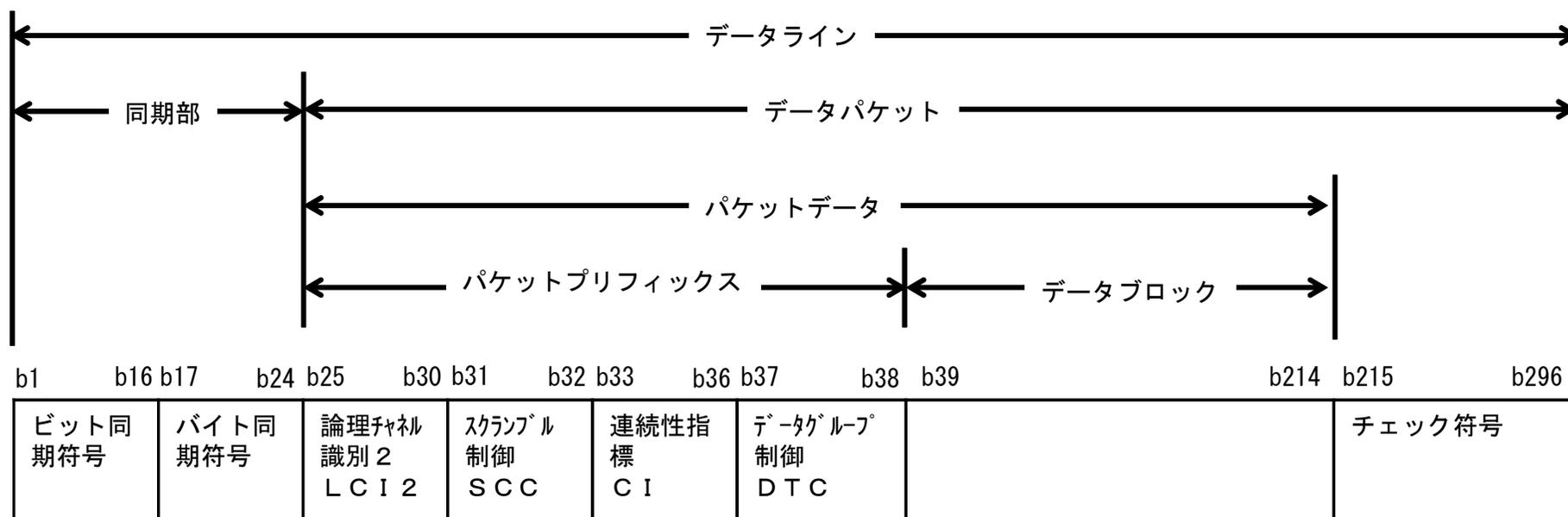
- 2 スランブル制御（S C C）は、別表第七号（スランブル制御の構成）のとおりとする。
- 3 連続性指標（C I）は、1つの論理チャネルにおけるパケットデータの連続性を示すための番号であり、b 25を最下位ビット、b 28を最上位ビットとする4ビットの2進値で「0」～「15」を順次繰り返す。データグループ（一つの論理チャネルで伝送される一つ又は連続した複数のデータブロックの一群のデータ）の先頭で前のパケットデータのC Iの値にかかわらず「0」とすることができる。
- 4 データグループ制御（D T C）は、データグループ先頭フラグ（T D F）及び、データグループ終端フラグ（E D F）の各1ビットから成り、パケットプリフィックスのb 29をT D F、b 30をE D Fとする。
  - (1) T D Fは、データグループの先頭のパケットデータを示すものであり、先頭のパケットデータのパケットデータを示すときに“1”とし、その他のパケットデータを示すときに“0”とする。
  - (2) E D Fは、データグループの終端のパケットデータを示すものであり、終端のパケットデータを示すときに“1”とし、その他のパケットデータを示すときに“0”とする。
- 5 データブロックの176ビットは、配列順にb 31～b 206とする。8ビットを単位として情報データを表す場合、データブロックの22バイトは、D B 1～D B 22とする。データパケットにおける配列はD B 1のb 1～b 8、D B 2のb 1～b 8、…D B 22のb 1～b 8の順とする。

6 冗長ビットは、次のとおりとする。

ヘッダ部は (16, 5) BCH符号、データ部は (272, 190) 短縮化差集合巡回符号 ( $b_{17} \sim b_{206}$ までの値を順次、多項式  $b_{17}X^{271} + b_{18}X^{270} + \dots + b_{206}X^{82}$ の各項の係数値とし、この多項式を生成多項式  $X^{82} + X^{77} + X^{76} + X^{71} + X^{67} + X^{66} + X^{56} + X^{52} + X^{48} + X^{40} + X^{36} + X^{34} + X^{24} + X^{22} + X^{18} + X^{10} + X^4 + 1$  で除した剰余の多項式  $r_{81}X^{81} + r_{80}X^{80} + \dots + r_0X^0$ の各項の係数値を冗長ビットとし、順次  $b_{207} \sim b_{288}$ までの値とする。) により、誤り訂正を行うものとする。

7 別図中、“ ” で示した数は2進値、「 」 で示した数は10進値とする。以下同じ。

別図第二号 データラインの構成



- 注1 ビット同期符号は、配列順に“1010101010101010”とする。ただし、ビット同期符号は、データパケットにデータが含まれていない場合においても送出するものとする。
- 2 バイト同期符号は、配列順に“11100101”とする。ただし、バイト同期符号は、データパケットにデータが含まれていない場合においても送出するものとする。
- 3 論理チャンネル識別2（LCI2）はデータ多重放送の信号を伝送する論理チャンネルを識別する。ただし、b25～b30をそれぞれB1～B6としたときに、LCI2の構成は、配列順に次のとおりとする。

LCI2	B1	B2	B3	B4	B5	B6	LCI2	B1	B2	B3	B4	B5	B6
1	0	0	0	0	0	0	16	1	0	0	1	0	0
2	0	0	0	0	1	0	17	1	0	0	1	1	0
3	0	0	0	0	1	1	18	1	0	0	1	1	0
4	0	0	0	1	0	0	19	1	0	1	0	1	1
5	0	0	0	1	0	1	20	1	0	1	0	1	0
6	0	0	0	1	1	0	21	1	0	1	1	0	1
7	0	0	1	0	0	0	22	1	0	1	1	0	0
8	0	0	1	0	0	1	23	1	0	1	1	1	1

9	0	0	1	0	1	0	24	1	0	1	1	1	1
10	0	0	1	0	1	1	25	1	1	0	0	1	0
11	0	0	1	1	0	0	26	1	1	0	0	1	1
12	0	0	1	1	0	1	27	1	1	0	1	0	0
13	0	0	1	1	1	0	28	1	1	0	1	0	1
14	0	0	1	1	1	1	29	1	1	0	1	1	0
15	1	0	0	0	1	0	30	1	1	0	1	1	1
時刻信号	0	1	0	0	0	0	伝送制御 データ	1	0	0	0	0	0

- 4 スクランブル制御（S C C）は、別表第七号（スクランブル制御の構成）のとおりとする。
- 5 連続性指標（C I）は、1つの論理チャネルにおけるパケットデータの連続性を示すための番号であり、b 33を最下位ビット、b 36を最上位ビットとする4ビットの2進値で「0」～「15」を順次繰り返す。データグループの先頭で前のパケットデータのC Iの値にかかわらず「0」とすることができる。
- 6 データグループ制御（D T C）は、データグループ先頭フラグ（T D F）及び、データグループ終端フラグ（E D F）の各1ビットから成り、パケットプリフィックスのb 37をT D F、b 38

をEDFとする。

(1) TDFは、データグループの先頭の packets データを示すものであり、先頭のデータパケットのときに“1”とし、その他の packets データのときに“0”とする。

(2) EDFは、データグループの終端の packets データを示すものであり、終端のデータパケットのときに“1”とし、その他の packets データのときに“0”とする。

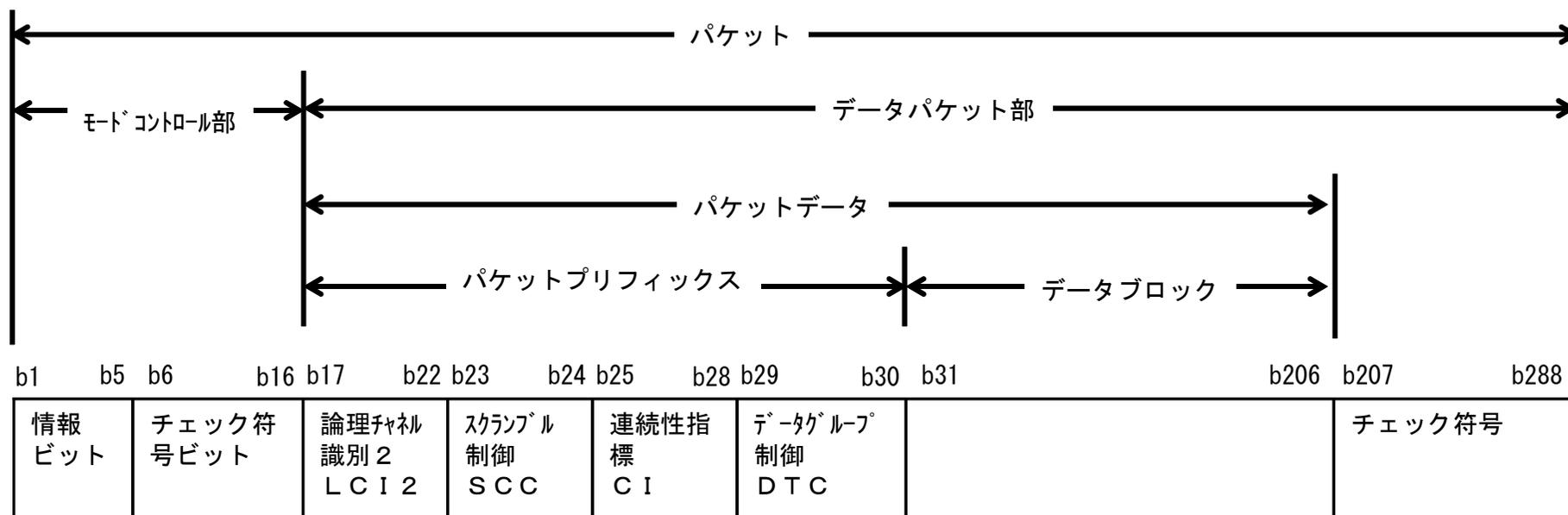
7 運用信号を送出する場合は、LCI2は、配列順に“111100”、SCCは、“01”とする。

8 データブロックの176ビットは、配列順に b<sub>39</sub>～b<sub>214</sub>とする。8ビットを単位として情報データを表す場合、データブロックの22バイトは、DB1～DB22とする。データパケットにおける配列はDB1の b<sub>1</sub>～b<sub>8</sub>、DB2の b<sub>1</sub>～b<sub>8</sub>、…DB22の b<sub>1</sub>～b<sub>8</sub>の順とする。

9 冗長ビットは、次のとおりとする。

パケットデータは、(272, 190) 短縮化差集合巡回符号 (b<sub>25</sub>～b<sub>214</sub>までの値を順次、多項式  $b_{25}X^{271} + b_{26}X^{270} + \dots + b_{214}X^{82}$  の各項の係数値とし、この多項式を生成多項式  $X^{82} + X^{77} + X^{76} + X^{71} + X^{67} + X^{66} + X^{56} + X^{52} + X^{48} + X^{40} + X^{36} + X^{34} + X^{24} + X^{22} + X^{18} + X^{10} + X^4 + 1$  で除した剰余の多項式  $r_{81}X^{81} + r_{80}X^{80} + \dots + r_0X^0$  の各項の係数値を冗長ビットとし、順次 b<sub>215</sub>～b<sub>296</sub>までの値とする。) により、誤り訂正を行うものとする。

別図第三号 パケットの構成



注1 モードコントロール部の16ビットのうち、最初の5ビットを情報ビットとし、次のとおり割り当てる。

区分	b 1	b 2	b 3	b 4	b 5
バッテリーセーブ用1	0	0	0	0	1
バッテリーセーブ用2	1	0	0	0	1
データ放送 (一般)	0	0	0	1	1
データ放送 (有料)	1	0	0	1	1

無番組	0	0	0	0	0
-----	---	---	---	---	---

2 論理チャネル識別（LCI 2）はデータ多重放送の信号を伝送する論理チャネルを識別する。ただし、b 17～b 22をそれぞれB 1～B 6としたときに、LCI 2の構成は、配列順に次のとおりとする。

LCI 2	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5	B 6	LCI 2	B 1	B 2	B 3	B 4	B 5	B 6
1	0	0	0	0	0	0	16	1	0	0	1	0	0
2	0	0	0	0	1	0	17	1	0	0	1	1	0
3	0	0	0	0	1	1	18	1	0	0	1	1	1
4	0	0	0	1	0	0	19	1	0	1	0	1	0
5	0	0	0	1	0	1	20	1	0	1	0	1	1
6	0	0	0	1	1	0	21	1	0	1	1	0	0
7	0	0	1	0	0	0	22	1	0	1	1	0	1
8	0	0	1	0	0	1	23	1	0	1	1	1	0
9	0	0	1	0	1	0	24	1	0	1	1	1	1
10	0	0	1	0	1	1	25	1	1	0	0	1	0
11	0	0	1	1	0	0	26	1	1	0	0	1	1

12	0	0	1	1	0	1	27	1	1	0	1	0	0
13	0	0	1	1	1	0	28	1	1	0	1	0	1
14	0	0	1	1	1	1	29	1	1	0	1	1	0
15	1	0	0	1	0	0	30	1	1	0	1	1	1
時刻信号	0	1	0	0	0	0	T C D	1	0	0	0	0	0

- 3 スランブル制御（S C C）は、別表第七号（スランブル制御の構成）のとおりとする。
- 4 連続性指標（C I）は、1つの論理チャンネルにおけるパケットデータの連続性を示すための番号であり、b 9を最下位ビット、b 12を最上位ビットとする4ビットの2進値で「0」～「15」を順次繰り返す。データグループの先頭で前のパケットデータのC Iの値にかかわらず「0」とすることができる。
- 5 データグループ制御（D T C）は、データグループ先頭フラグ（T D F）及びデータグループ終端フラグ（E D F）の各1ビットから成り、パケットプリフィックスのb 13をT D F、b 14をE D Fとする。
- (1) T D Fは、データグループの先頭のパケットデータを示すものであり、先頭のパケットデータのときに“1”とし、その他のパケットデータのときに“0”とする。
- (2) E D Fは、データグループの終端のパケットデータを示すものであり、終端のパケットデー

タのときに“1”とし、その他のパケットデータのときに“0”とする。

6 運用信号を送出する場合は、LCI 2は、配列順に“111100”、SCCは、“01”とする。

7 データブロックの176ビットは、配列順にb 1～b 176とする。8ビットを単位として情報データを表す場合、データブロックの22バイトは、DB 1～DB 22とする。パケットデータにおける配列はDB 1のb 1～b 8、DB 2のb 1～b 8、…、DB 22のb 1～b 8の順とする。

8 冗長ビットは、次のとおりとする。

(1) モードコントロール部の誤り訂正に用いる符号は、(16, 5) BCH符号とする。16ビットの符号を先頭から配列順にb 1～b 16とし、情報ビットは、b 1からb 5までの5ビット、チェック符号ビットはb 6からb 16までの11ビットとする。

b 1からb 5までの情報ビットの値を順次、多項式 $a_1 X^{14} + a_2 X^{13} + \dots + a_5 X^{10}$ の上位桁から各項の係数とし、この多項式を生成多項式 $G(X)$ で除した剰余の多項式 $a_6 X^9 + a_7 X^8 + \dots + a_{15} X^0$ の各項の係数値をチェック符号ビットとし、順次b 6からb 15までの値とする。

さらに、b 16はb 1～b 16が偶数パリティとなるように定める。

生成多項式 $G(X)$ は次式とする。

$$G(X) = X^{10} + X^8 + X^5 + X^4 + X^2 + X + 1$$

(2) データパケット部の誤り訂正に用いる符号は、多数決論理回路による複合が可能な(272, 1

90) 短縮化差集合巡回符号とする。

データパケット部の272ビットを、パケットプリフィックス b 1 ~ b 14の14ビット、データブロック b 15 ~ b 190の176ビット及びチェック符号 b 191 ~ b 272の82ビットとする。

b 1 から b 190までの情報ビットの値を順次、多項式  $b_1 X^{271} + b_2 X^{270} + \dots + b_{190} X^{82}$  の上位桁からの各項の係数値とし、この多項式を生成多項式  $G(X) = X^{82} + X^{77} + X^{76} + X^{71} + X^{67} + X^{66} + X^{56} + X^{52} + X^{48} + X^{40} + X^{36} + X^{34} + X^{24} + X^{22} + X^{18} + X^{10} + X^4 + 1$  で除した剰余の多項式  $r_{81} X^{81} + r_{80} X^{80} + \dots + r_0 X^0$  の各項の係数値を冗長ビットとして、上位桁から順次 b 191から b 272までの値とする。

#### 別図第四号 DG構成1及びDG構成2の構成

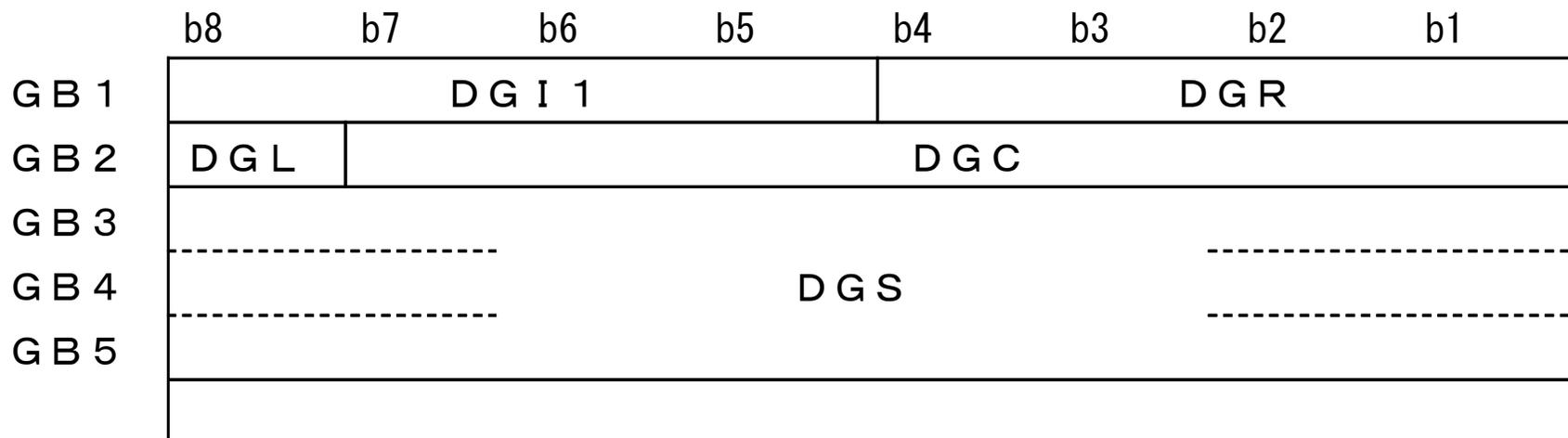
##### 1 DG構成1

データグループヘッダ D G H	データグループデータ D G D	冗長ビット C R C
---------------------	---------------------	----------------

注1 データグループは、8ビットを単位として先頭からGB1、GB2、GB3…で表す。各GBのb1~b8はDBのb1~b8に各々対応する。

2 データグループヘッダ(DGH)は、データグループ識別1(DGI1)、データグループ

連送（DGR）、データグループリンク（DGL）、データグループ連続番号（DGC）及びデータグループサイズ（DGS）から成り、データブロックの先頭のGB1～GB5の5バイトとする。データグループヘッダの構成を以下に示す。



- (1) DGI1は、GB1のb8～b5の4ビットから成り、データグループの種別を2進値で示す。
- (2) DGRは、GB1のb4～b1の4ビットから成り、同一内容のデータグループを連続して送出する（連送）場合に連送するごとに1を加算して連送回数を2進値で示す。  
連送を行わない場合を「0」とし、連送する場合の初期値を「1」とする。
- (3) DGLは、GB2のb8の1ビットから成り、同一の論理チャネルの同一のDGI1において続いて送出する内容の異なるデータグループとの連結の状態を示す。次のデータグルー

プと連結がある場合を「1」、連結がない場合を「0」とする。

- (4) DGCは、GB2のb7～b1の7ビットから成り、連結する内容の異なるデータグループの順序を示す連続番号とする。

データグループが1つの場合を含み最初のデータグループのDGCを「0」とし、最大値を「127」とする。

- (5) DGSは、GB3、GB4及びGB5の24ビットから成り、データグループデータのバイト数を「1」～「16777215」の範囲内で2進値により示す。

3 データグループデータ (DGD) は、データグループとして伝送される情報の符号化されたデータであり、DGDの先頭から8ビット (1バイト) を単位として配列順にDD1、DD2、DD3…とする。各DDのb1～b8はGBのb1～b8に各々対応する。

4 冗長ビット (CRC) は、16ビットのサイクリック・リダンダンシー・チェック符号とし、その生成多項式は次式とする。

$$G(X) = X^{16} + X^{12} + X^5 + 1$$

誤り検出符号は、データグループのデータを生成多項式で除した剰余の多項式に基づく16ビットのCRC符号とする。符号化区間はデータグループヘッダの先頭からデータグループデータの終端までとする。

CRC符号の生成は、誤り検出の符号化区間の情報ビット数を  $(n-16)$  とする場合、情報ビットの値を  $C_{n-1}X^{n-1} + C_{n-2}X^{n-2} + \dots + C_{16}X^{16}$  の各項の係数値とし、これを生成多項式  $G(X) = X^{16} + X^{12} + X^5 + 1$  で除した剰余の多項式である  $\underline{s} \underline{s}_{15} X^{15} + \underline{s} \underline{s}_{14} X^{14} + \dots + \underline{s} \underline{s}_0 X^0$  の各項の係数値をCRC符号とし、上位桁から順にデータグループデータに続いて順次配列する。

5 データグループの伝送においては、同一の論理チャネルにおいて、1つのデータグループに属するパケットデータは連続して伝送し、他のパケットデータの割込み伝送は行わないこととする。

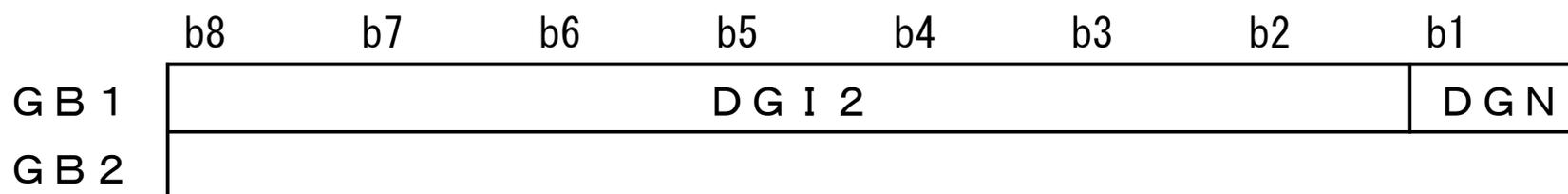
## 2 DG構成2

データグループヘッダ DGH	データグループデータ DGD	冗長ビット CRC
-------------------	-------------------	--------------

注1 データグループは、8ビットを単位として先頭からGB1、GB2、GB3…で表す。各GBのb1～b8はDBのb1～b8に各々対応する。

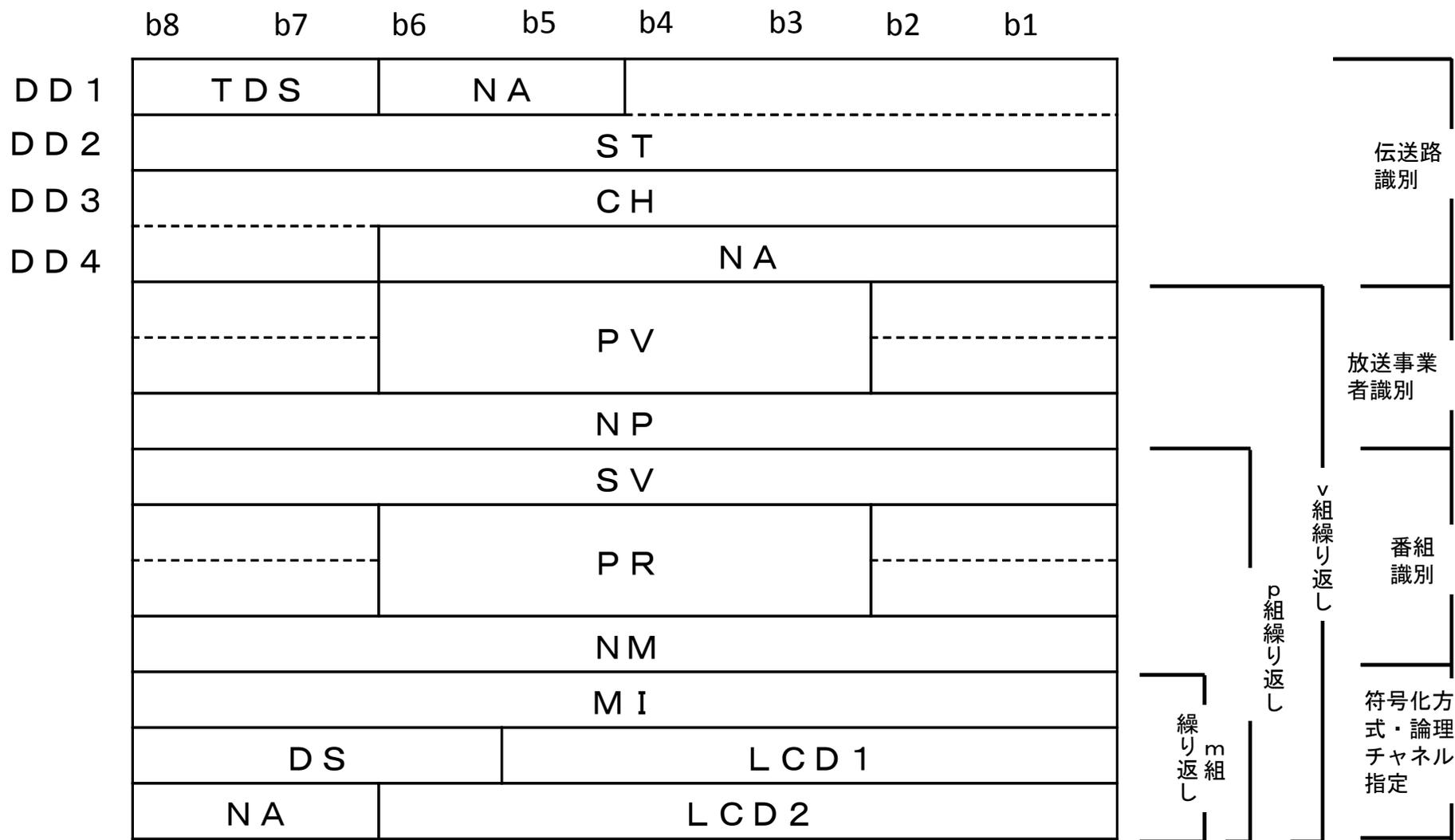
2 データグループヘッダ(DGH)は、データグループ識別2(DGI2)及びデータグループ更新(DGN)から成り、データグループのGB1の1バイトを使用する。

以下にデータグループヘッダの構成を示す。



- (1) DGI 2は、GB 1のb 8～b 2の7ビットから成り、データグループの種別を2進値対応で示す。
- (2) DGNは、GB 1のb 1の1ビットから成り、同一のDGI 2において、データの内容を更新する場合“1”とし、同一内容を連送する場合“0”とする。
- 3 データグループデータ（DGD）は、DG構成1の注3と同一とする。
- 4 冗長ビット（CRC）は、DG構成1の注4と同一とする。ただし、パケットに配列したデータグループデータ及びCRCが最終データブロックを全て満たさない場合は、データブロックの残りの領域は全て“0”とする。
- 5 データグループの伝送においては、同一の論理チャネルにおいて、1つのデータグループに属するパケットデータは連続して伝送し、他のパケットデータの割込み伝送は行わないこととする。

別図第五号 伝送制御データの構成



注1 伝送制御データ (TCD) は、番組の識別及び番組を構成する信号を伝送する論理チャンネルの

指定等を行う制御データである。

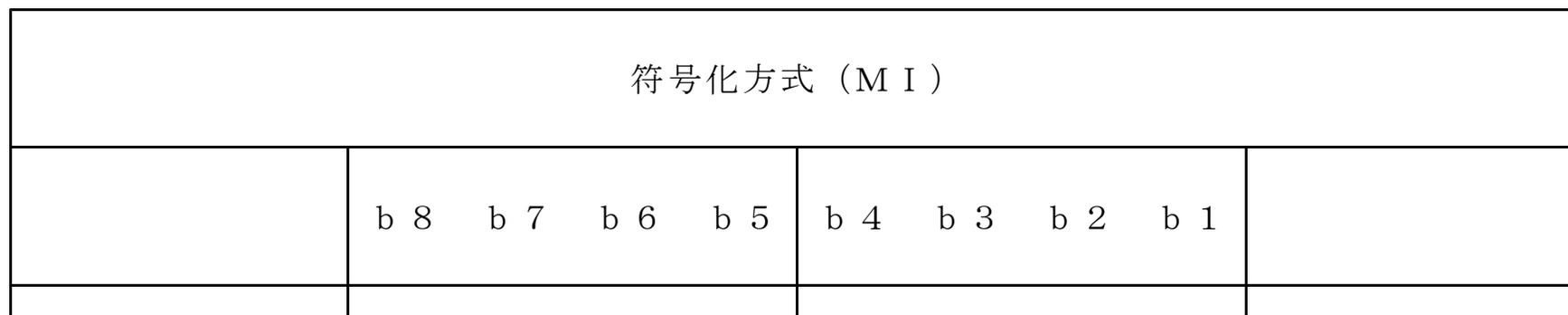
- 2 伝送制御データは、伝送路識別、放送事業者識別、番組識別、符号化方式、パケット構成、データグループ構成及び論理チャンネルの指定から成る。

放送事業者識別以降の符号は、この伝送制御データが扱う基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者（以下「放送事業者」という。）の数（ $v$ ）に応じた組の符号が続き、番組識別以降の符号は、その放送事業者の送出する番組数（ $p$ ）に応じた組の符号が続き、符号化方式、パケット構成、データグループ構成及び論理チャンネルを指定する符号は、その番組で使用する符号化方式の数（ $m$ ）の組の符号となる。

- 3 伝送制御データ符号構成（TDS）は、DD1の上位2ビット（ $b_8$ 及び $b_7$ ）から成り、「0」は以下に規定する伝送制御データの構成を指定し、他は未定義とする。
- 4 放送局識別（ST）は、データを超短波放送の多重フレーム行列のフレーム（6行2,048列の行列として構成される12,288ビットの符号系列をいう。）を識別するものであり、TCDのDD1の $b_4 \sim b_1$ 及びDD2の12ビットの2進値でフレームを指定する。
- 5 放送チャンネル（CH）は、放送チャンネルを識別するものであり、TCDのDD3及びDD4の $b_8$ 及び $b_7$ の10ビットから成る。
- 6 放送事業者（PV）は、放送事業者を識別するものであり、放送事業者識別の先頭の2バイト

の 2 進値で指定する。

- 7 番組数 (NP) は、PV で指定される放送事業者が当該 TCD により伝送制御を行う番組数を示すものであり、PV に続く 1 バイトの 2 進値で「1」～「255」の範囲で p を指定する。
- 8 サービス番号 (SV) は、データ多重放送のサービスの種類を識別するものであり、番組識別の先頭の 1 バイトの 2 進値で指定する。
- 9 番組番号 (PR) は、番組を識別する番号であり、SV に続く 2 バイトの 2 進値で、「0」～「65279」の範囲で番組を識別する。
- 10 使用方式数 (NM) は、PR で指定される番組を構成する符号化方式の数 (m) を示す。PR に続く 1 バイトの 2 進値で「1」～「255」の範囲で m を指定する。
- 11 符号化方式 (MI) は、画像、音声及びデータ等を構成する信号の符号化方式を示し、1 バイトで符号化方式を指定する。なお、以下で規定しないものは、未定義とする。



特殊用途	0 0 0 0	0 0 0 1	データ多重放送関連情報
		0 0 1 0	本体放送の関連情報をデータ多重放送の関連情報として使用（注1）
		0 0 1 1	時刻信号
文字	0 0 0 1	0 0 0 0	
ファクシミリ	0 0 1 0	0 0 0 0	
静止画	0 0 1 1	0 0 0 0	標準静止画
本体放送（注1）	0 1 1 1	0 0 1 0	超短波放送
テレソフトウェア	1 0 0 0	0 0 0 0	

複合データ (データクラス データ (注2))	0 1 0 0	0 0 0 0	複合データ (データ クラスデータ (注2))
複合データ (データセグメン トデータ (注3))	0 1 1 1	0 0 0 0 0 0 0 1	字幕 テレミュージック

(注1) MIのb8～b1が“0000010”、“01110000”及び“01110001”の場合、伝送制御データの中のLCD1、LCD2及びDSを次のとおりとする。

ア MIが“0000010”の場合、LCD1 = “00001” (b5～b1)、LCD2 = “000000” (b6～b1)、DS = “000”とする。

イ MIが“01110000”及び“01110001”の場合、データ多重放送の番組を構成するデータを本体放送の関連情報で伝送していることの有無を示す。

LCD1 = “00001” (b5～b1) : 有

LCD1 = “00000” (b5～b1) : 無

(ア) LCD2のb6～b1で番組を構成する映像・音声の有無 (1 : 有、0 : 無)

) を示す。

b 6 : “ 0 ”

b 5 : “ 0 ”

b 4 : 音声第 4 チャンネル

b 3 : 音声第 3 チャンネル

b 2 : 音声第 2 チャンネル

b 1 : 音声第 1 チャンネル

(イ) D S = “000” とする。

(注 2) 蓄積して処理するためのデータをいう。以下同じ。

(注 3) 実時間で処理するためのデータをいう。以下同じ。

12 論理チャンネル指定 1 ( L C D 1 ) は、 M I に続くバイトの b 5 ~ b 1 の 5 ビットで指定するものとし、次のとおりとする。

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

注 11 の (注 1) の場合を除き、信号を伝送する論理チャンネルの L C I 1 の値を指定する。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

注 11 の (注 1) の場合を除き、伝送ラインを指定する値とする。

(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

注11の（注1）の場合を除き、データ信号副搬送波を指定する値とする。

- 13 論理チャンネル指定2（LCD2）は、注11の（注1）の場合を除き、伝送する論理チャンネルのLCI2の値を指定する。LCD1を含むバイトに続くバイトのb6～b1の6ビットで指定する。
- 14 データ構成（DS）は、注11の（注1）の場合を除き、LCD1及びLCD2で指定する論理チャンネルの packets データ及びデータグループのデータ構成を示す。DSはMIに続くバイトのb8～b6の3ビットとする。パケットデータの構成をb8により「0」で指定し、その他を未定義とする。データグループ構成をb7及びb6の2進値により指定し、DG構成1を「1」、DG構成2を「2」、その他を未定義とする。
- 15 TCDの第1バイトのb6及びb5の2ビット、TCDの第4バイトのb6～b1の6ビット及びLCD2を含むバイトのb8及びb7の2ビットを未定義（NA）とする。
- 16 TCDは、DG構成1のデータグループで伝送するものとし、次のとおりとする。

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

LCI1を2進値で「2」、LCI2を「1」とする論理チャンネルで伝送する。データグループでは、DGI1を「0」とし、TCDはDGDのDD1から配列する。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

L C I 2 を 2 進値で「1」とする論理チャンネルで伝送する。データグループでは、D G I 1 を「0」とし、T C D は D G D の D D 1 から配列する。

17 1 つの T C D は、次の T C D が有効となるまで、当該データチャンネルで伝送する全ての番組の伝送を制御する。

18 T C D の送出は、次のとおりとする。

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

当該番組のデータが送出されるマスターフレーム（連続する4のスーパーフレームから成る符号系列をいう。）の先頭より少なくとも1マスターフレーム周期前に送出を完了することとする。ただし、送信した伝送制御データは、次の次のマスターフレームの先頭から有効とする。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

当該番組のデータが送出されるフィールドより少なくとも1フィールド周期前に送出を完了することとする。ただし、送信した伝送制御データは、次の次のフィールドから有効とする。

(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

当該番組のデータが送出されるデータ信号のフレームより1フレーム周期前までに送出を完

了することとする。

別表第一号 ファクシミリ信号の構成及び送出手順

項目	内容			
1 データグループの種別	D G 構成 1 又は D G 構成 2 とする。			
2 番組の送出	<p>一の番組は、1 以上のページから成り、各ページは番組選択データ、画像データ及び終了制御データから成り、各々データグループにより、この順に送出する。</p> <p>番組選択データ及び終了制御データは、一のデータパケットで完結する一のデータグループで伝送する。</p>			
3 信号伝送	<p>ファクシミリ信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合には、次の論理チャンネル（L C I 1 と L C I 2 の組合せ）以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注 3 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注 2 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; margin-top: 20px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">L C I 1</td> <td style="width: 5%; border: none; text-align: center; padding: 0 5px;">⋮</td> <td style="width: 45%; border: 1px solid black; text-align: center; padding: 10px;">L C I 2</td> </tr> </table> </div>	L C I 1	⋮	L C I 2
L C I 1	⋮	L C I 2		

#### 4 データの構成

“ 0 0 0 0 0 ”	
“ 0 0 0 1 0 ”	“ 0 0 0 0 0 1 ”
“ 0 0 0 1 0 ”	“ 0 0 0 0 1 0 ”
“ 1 0 0 0 0 ”	

(1) DG構成1の場合、各データの構成は、次のとおりとする。

① 番組選択データ

データグループヘッダは、次のとおりとする。

(ア) データグループ識別1 (DGI1)

「0」とする。

(イ) データグループ連送 (DGR)

連送する場合は「1」から連番とし、連送しない場合は「0」とする。

(ウ) データグループリンク (DGL)

「0」とする。

(エ) データグループ連続番号 (DGC)

「0」とする。

(オ) データグループサイズ (DGS)

「15」とする。

## ② 画像データ

1 ページ分の画像データを1以上のデータグループで 전송することとする。各データグループをN個のパケットで 전송する場合、各パケットのデータブロックの構成は、次のとおりとする。

### ア 第1パケット

第1パケットのデータブロックは、データグループヘッダ(40ビット)と、続く136ビットの“0”で構成する。

データグループヘッダは、次のとおりとする。

(ア) データグループ識別1 (DGI1)

「1」とする。

(イ) データグループ連送 (DGR)

連送する場合は「1」から連番とし、連送しない場合は「0」とする。

(ウ) データグループリンク (DGL)

1 ページ分の画像データを複数のデータグループで伝送する場合は「1」とし、1 のデータグループで伝送する場合は「0」とする。

(エ) データグループ連続番号 (DGC)

データグループが1 の場合を含み最初のデータグループのDGCを「0」とし、1 ページ分の画像データを複数のデータグループで伝送する場合は次のデータグループ以降のDGCを1 ずつ加算する。

(オ) データグループサイズ (DGS)

データグループデータのバイト数を示すものであり、「 $22 \times (N - 1) + 15$ 」とする。

イ 第2 パケット～第 (N - 1) パケット

第2 パケット～第 (N - 1) パケットのデータブロックは、一次元符号化方式又は二次元符号化方式により符号化した画像のデータ (各176ビット) とし、第 (N - 1) パケットの残余のビットは全て“0”とする。

ウ 第N パケット

第N パケットのデータブロックは、次のとおりとする。

空白符号（全てのビットを“0”） （160ビット）
------------------------------

冗長ビット （16ビット）
------------------

注 冗長ビットは、サイクリック・リダンダンシー・チェック符号とし、その生成多項式は、別図第四号（D G構成1及びD G構成2の構成）の1の注4と同じとする。

③ 終了制御データ

データグループヘッダは、次のとおりとする。

(ア) データグループ識別1（D G I 1）

「2」とする。

(イ) データグループ連送（D G R）

連送する場合は「1」から連番とし、連送しない場合は「0」とする。

(ウ) データグループリンク（D G L）

「0」とする。

(エ) データグループ連続番号（D G C）

「0」とする。

(オ) データグループサイズ（D G S）

「15」とする。

(2) D G 構成 2 の場合、各データの構成は、次のとおりとする。

① 番組選択データ

データグループヘッダは、次のとおりとする。

(ア) データグループ識別 2 (D G I 2)

「0」とする。

(イ) データグループ更新 (D G N)

連送する場合は「0」とし、連送しない場合は「1」とする。

② 画像データ

1 ページ分の画像データを 1 のデータグループで伝送することとする。データグループの N 個の packets で伝送する場合、各 packet のデータブロックの構成は、次のとおりとする。

ア 第 1 packet

第 1 packet のデータブロックは、データグループヘッダ (8 ビット) と、続く 168 ビットの “0” で構成する。

データグループヘッダは、次のとおりとする。

(ア) データグループ識別 2 (D G I 2)

「1」とする。

(イ) データグループ更新 (D G N)

連送する場合は「0」とし、連送しない場合は「1」とする。

イ 第2パケット～第Nパケット

D G 構成 1 の場合の第2パケット～第Nパケットのデータブロックの構成と同一とする。

③ 終了制御データ

データグループヘッダは、次のとおりとする。

(ア) データグループ識別 2 (D G I 2)

「2」とする。

(イ) データグループ更新 (D G N)

連送する場合は「0」とし、連送しない場合は「1」とする。

別表第二号 静止画信号の構成及び送出手順

項目	内容										
1 データグループの種別	D G 構成 1 又は D G 構成 2 とする。										
2 信号の伝送	<p>静止画信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第 3 項の表に示す論理チャンネル（L C I 1 と L C I 2 の組合せ）以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注 3 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注 2 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。</p>										
3 データの構成	<p>1 以上のデータグループで伝送される静止画のデータは、画像属性、書込制御、表示制御、画像及び縮小画像の全てのユニット又は一部のユニットから成り、各々のユニットはユニット識別、データ長及びユニットデータから成る。</p> <table border="1" data-bbox="784 890 1792 1114"> <tr> <td data-bbox="784 890 981 954">画像属性</td> <td data-bbox="981 890 1182 954">書込制御</td> <td data-bbox="1182 890 1384 954">表示制御</td> <td data-bbox="1384 890 1585 954">画 像</td> <td data-bbox="1585 890 1792 954">縮小画像</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="784 1008 1084 1114">ユニット識別 (1バイト)</td> <td data-bbox="1084 1008 1384 1114">データ長 (1又は4バイト)</td> <td colspan="2" data-bbox="1384 1008 1792 1114">ユニットデータ</td> </tr> </table> <p>(1) ユニット識別</p> <p>ユニット識別は、1 バイトとし、別記に示すとおりとする。</p> <p>(2) データ長</p> <p>データ長は、ユニットデータの長さ（バイト数）を 2 進値で</p>	画像属性	書込制御	表示制御	画 像	縮小画像	ユニット識別 (1バイト)		データ長 (1又は4バイト)	ユニットデータ	
画像属性	書込制御	表示制御	画 像	縮小画像							
ユニット識別 (1バイト)		データ長 (1又は4バイト)	ユニットデータ								

指定する。ユニットデータの長さが1～254バイトの範囲ではデータ長は1バイトとする。

255～16777215バイトの範囲ではデータ長は4バイトとし、最初の1バイトの値は「255」として、続く3バイトの2進値でユニットデータの長さを示す。

別記 ユニット識別

ユニット名称	ユニット識別	ユニットデータの内容
画像属性	「129」	静止画像に関する属性及び静止画を識別する番号
書込制御	「130」	静止画のデータの書込みにおける制御データ
表示制御	「131」	静止画を表示する際の制御データ
画像	「132」	静止画を圧縮符号化したデータ

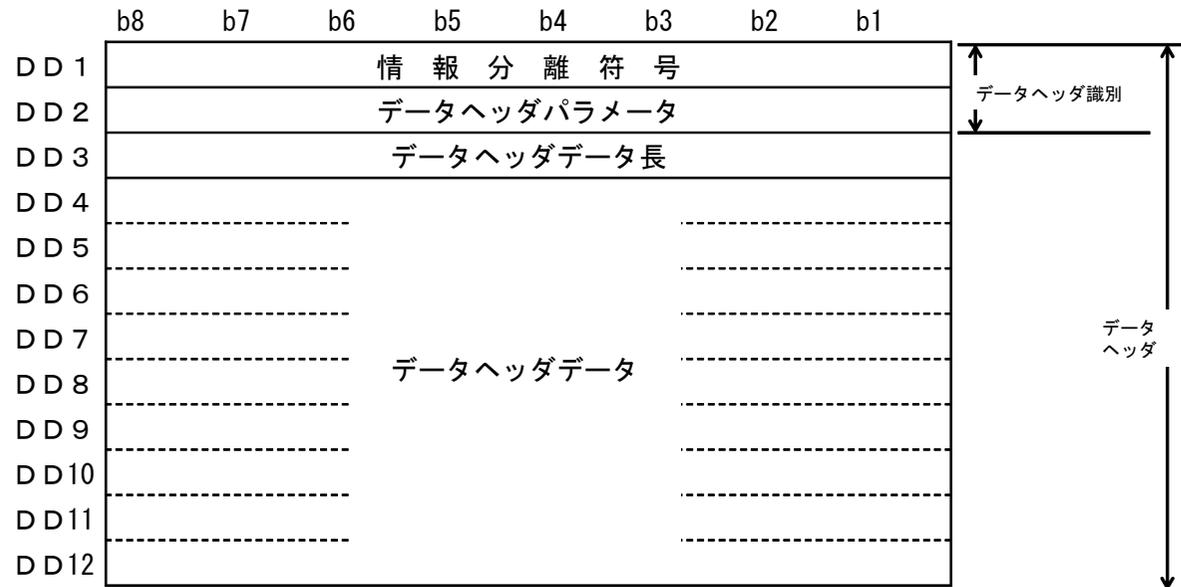
縮小画像	「133」	縮小した画像を圧縮符号化したデータ
------	-------	-------------------

別表第三号 文字信号の構成及び送出手順

項目	内容		
1 データグループの種別	D G 構成 1 又は D G 構成 2 とする。		
2 信号の伝送	<p>文字信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャネル（L C I 1 と L C I 2 の組合せ）以外の任意の論理チャネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送する。</p>		
3 データの構成	<p>1 以上のデータグループで伝送される文字のデータは、提示制御又は提示制御及び提示データから成る。提示制御は提示全体を制御するデータであり、提示データは文字（文字、図形及びそれに関連する情報を含む。）を提示するデータである。</p> <table border="1" data-bbox="826 1158 1780 1310" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">提示制御</td> <td style="text-align: center;">提示データ</td> </tr> </table>	提示制御	提示データ
提示制御	提示データ		

(1) 提示制御

提示制御のデータはデータヘッドから成るものとし、その構成は、次のとおりとする。



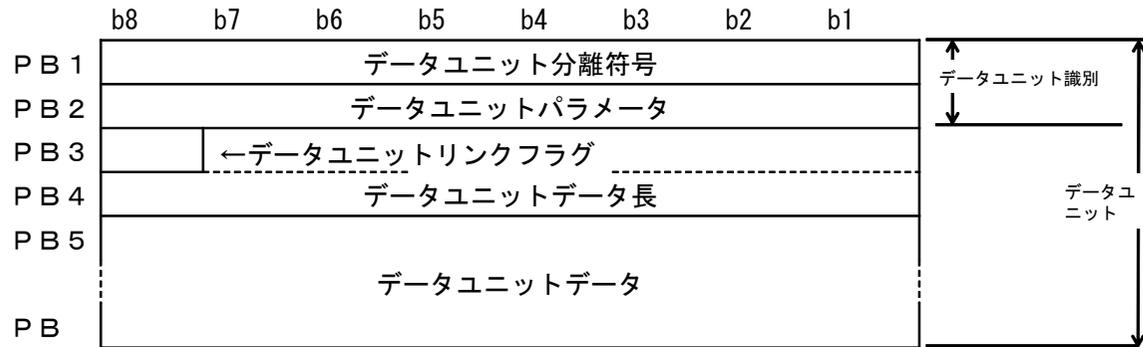
ア 情報分離符号は、列番号／行番号の表現方法（列番号を上位4ビット、行番号を下位4ビットとする。以下、別表及び別記において同じ。）において01／14とする。

イ 提示制御のデータヘッドパラメータは、02／1とする。

ウ データヘッドデータ長は、「9」とする。

(2) 提示データ

提示データは、1以上のデータユニットから成る。データユニットの構成は、次のとおりとする。



ア P B は、データユニット内のバイトを示し、送出順に P B 1、P B 2、P B 3、……とする。

イ データユニットの分離符号は、01/15とする。

ウ データユニットパラメータの構成は、別記のとおりとする。

エ データユニットリンクフラグは、次のデータユニットが継続データユニットである場合は“1”とし、その他の場合は“0”とする。

オ データユニットデータ長は P B 3 の b 7 から b 1 を上位バイト、P B 4 を下位バイトとする 2 進値により、データユニットのバイト数を示すものとし、最大 32,767 バイトとする。

カ データユニットデータにおいて、本文の文字符号（文字、図形及びそれに関連する情報を含む。）を送出するものとする。

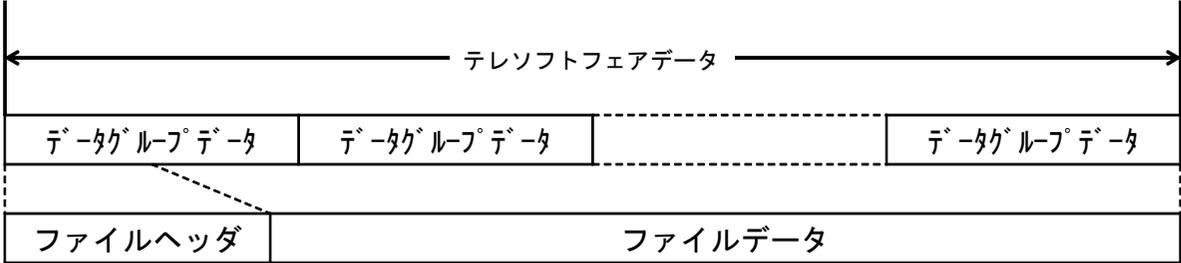
る。

別記 データユニットパラメータの構成

データユニットパラメータの値	内容	機能
02/0	本文	文字データを送出する。
03/11	継続	先行して送出したデータユニットと同一のデータが継続する場合に継続データを同一の符号体系により送出的る。
03/14	ダミー	番組データの運用上必要な場合にダミーデータを送出する。

別表第四号 テレソフトウェア信号の構成及び送出手順

項目	内容

1 データグループの種別	D G 構成 1 又は D G 構成 2 とする。
2 信号の伝送	<p>テレソフトウェア信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第 3 項の表に示す論理チャンネル（L C I 1 と L C I 2 の組合せ）以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注 3 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注 2 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。</p>
3 データの構成	<p>一のテレソフトウェアのデータは、一以上のデータグループデータで伝送することとし、ファイルの選択のためのファイルヘッダ及びファイルデータから構成する。</p> 

別表第五号 時刻信号の構成及び送出手順

項目	内容
1 データグループの種別	D G 構成 2 とする。
2 信号の伝送	時刻信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合、L C I

1が“00010”、とLCI2が“000010”の論理チャンネルで伝送するものとし、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合又は音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合、LCI2が“000010”の論理チャンネルで伝送するものとする。

### 3 データの構成

(1) データグループ識別  
2

データグループヘッダのデータグループ識別2 (DGI2) は、2進値で「0」とする。

(2) データグループデータ  
構成

データグループデータのデータ構成は、別記のとおりとする。

### 4 時計<sup>こう</sup>較正による時計の 較正位置等

(1) 多重副搬送波を使用する伝送方式の場合

ア 時計較正は、その時刻信号の伝送に使用するパケットの伝送時のマスターフレームの次の次のマスターフレームの先頭における較正值を示す。

イ 較正に使用するマスターフレームの先頭は、データ放送受信機のビットストリームの入力信号において規定されるものとする。

(2) 垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合

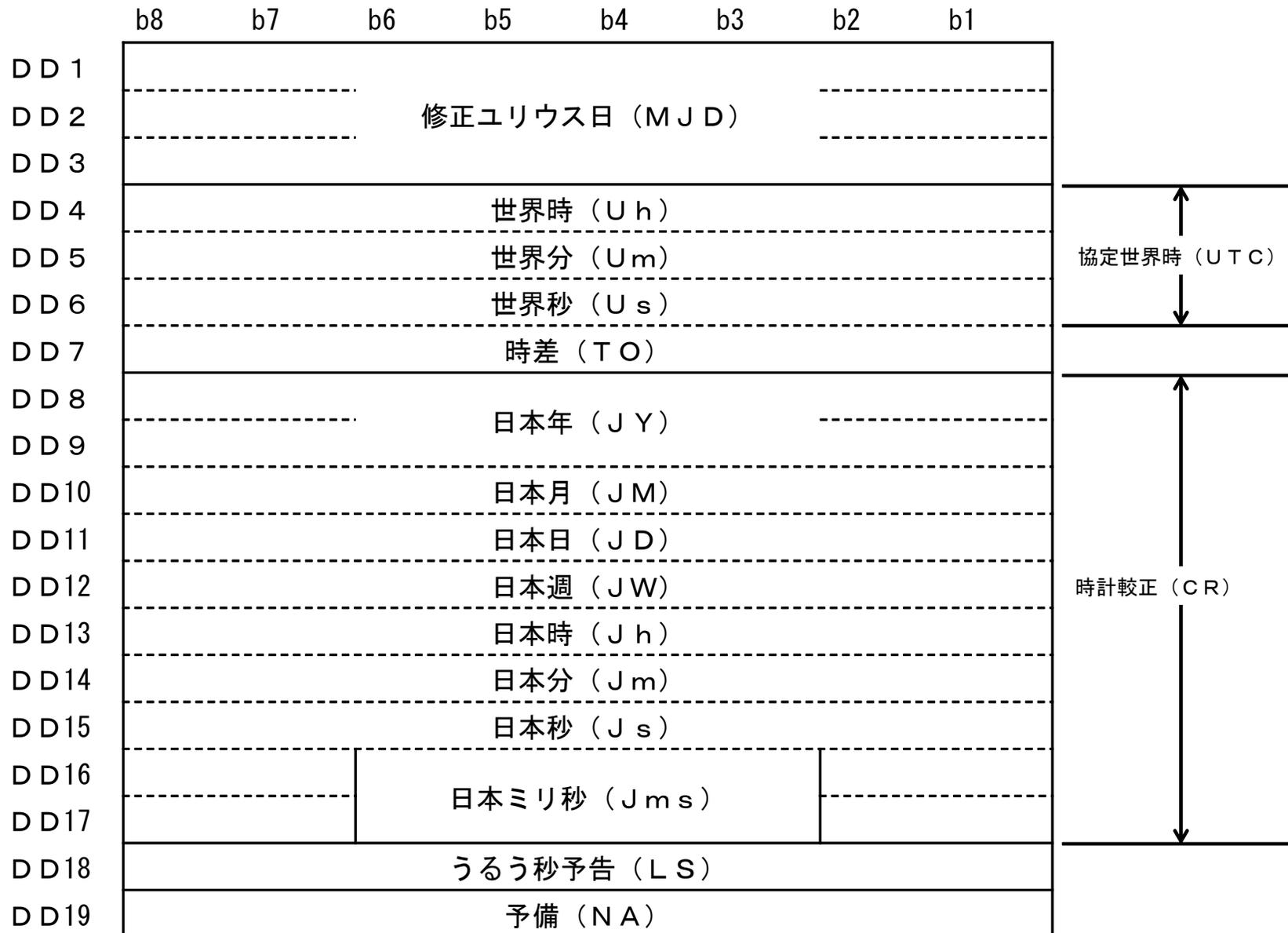
時計較正は、その時刻信号の伝送に使用するパケットの伝送時のフィールドの次の次のフィールドの先頭における較正值を示す。

(3) 音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合

時計較正は、その時刻信号の伝送に使用されたパケットが重

畳まれてきたデータ信号のフレームの次の次の先頭における較  
正值を示す。

別記 データグループデータの構成



## 注 1 修正ユリウス日 (M J D)

M J DはDD 1～DD 3の3バイトとし、2進値で修正ユリウス日を示す。

## 2 協定世界時 (U T C)

U T Cは世界時 (U h)、世界分 (U m)、世界秒 (U s) より成る。

- (1) U hはDD 4の1バイトとし、2進値で協定世界時の時間を表すこととする。
- (2) U mはDD 5の1バイトとし、2進値で協定世界時の分を表すこととする。
- (3) U sはDD 6の1バイトとし、2進値で協定世界時の秒を表すこととする。

## 3 時差 (T O)

T OはDD 7の1バイトとし、2進値で協定世界時と日本標準時の間の時差を表すものであり、「18」とする。

## 4 時計較正 (C R)

時計較正は、提示時間の制御を行う時計を較正するデータとし、日本標準時を用いて表す。

時計較正は、日本年 (J Y)、日本月 (J M)、日本日 (J D)、日本週 (J W)、日本時 (J h)、日本分 (J m)、日本秒 (J s)、日本ミリ秒 (J m s) より成る。

- (1) J YはDD 8、DD 9の2バイトとし、2進値で日本標準時の年 (西暦) を表すこととする。
- (2) J MはDD 10の1バイトとし、2進値で日本標準時の月を表すこととする。

- (3) J DはDD11の1バイトとし、2進値で日本標準時の日を表すこととする。
- (4) J WはDD12の1バイトとし、2進値で日本標準時の週を表すこととする。  
月曜を「1」、火曜を「2」、水曜を「3」、木曜を「4」、金曜を「5」、土曜を「6」、日曜を「7」とする。
- (5) J hはDD13の1バイトとし、2進値で日本標準時の時を表すこととする。
- (6) J mはDD14の1バイトとし、2進値で日本標準時の分を表すこととする。
- (7) J sはDD15の1バイトとし、2進値で日本標準時の秒を表すこととする。
- (8) J m sはDD16、DD17の2バイトとし、2進値で日本標準時のミリ秒を表すこととする。

#### 5 うるう秒予告 (L S)

L Sは1分毎に現在の分の終了と次の分の開始の間におけるうるう秒の有無を予告し、以下の2進値とする。

うるう秒なしを「0」、+1うるう秒を「1」、-1うるう秒を「255」とする。

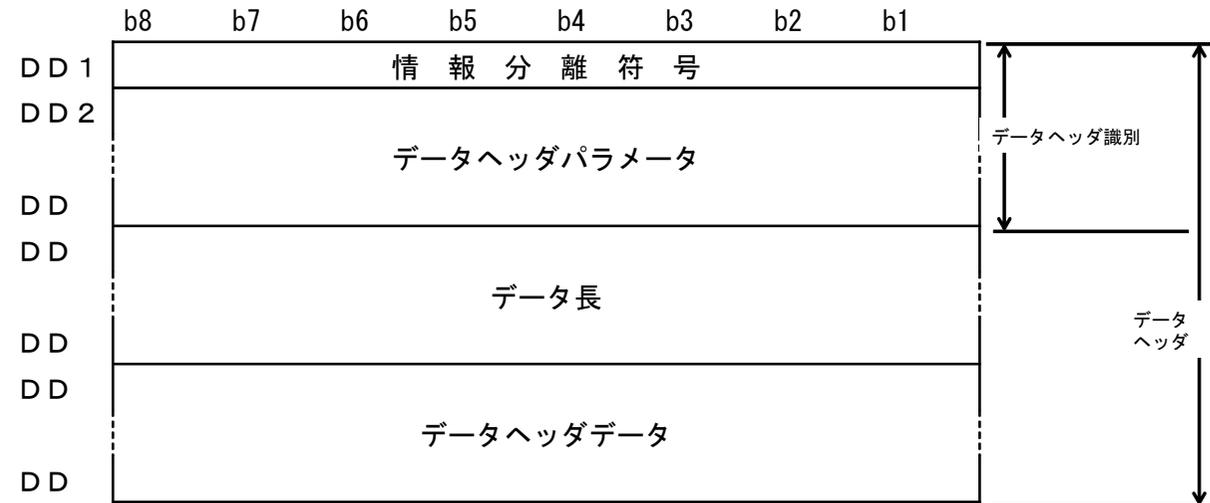
#### 6 予備 (N A)

N AはDD19の1バイトとし、予備とする。

### 別表第六号 複合データ信号の構成及び送出手順

--	--

項目	内容				
1 データグループの種別	D G 構成 1 又は D G 構成 2 とする。				
2 信号の伝送	複合データ信号は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第 3 項の表に示す論理チャンネル（L C I 1 と L C I 2 の組合せ）以外の任意の論理チャンネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注 3 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注 2 の表の 1 から 30 までのうちの任意の論理チャンネルで伝送する。				
3 データの構成	<p>(1) D G 構成 1 の場合、データグループデータの構成は、次のとおりとする。ただし、1 のデータグループデータは、1 のデータヘッダとそれに続く 0、1 又は複数のデータユニットにより構成されるものとする。また、1 のデータグループデータにおいて、データクラスタデータをデータユニットデータとするデータユニットとデータセグメントデータをデータユニットデータとするデータユニットは、同時に存在させてはならないものとする。</p> <table border="1" data-bbox="806 1082 1966 1232"> <tr> <td data-bbox="806 1082 1097 1232">データヘッダ</td> <td data-bbox="1097 1082 1429 1232">データユニット</td> <td data-bbox="1429 1082 1630 1232">-----</td> <td data-bbox="1630 1082 1966 1232">データユニット</td> </tr> </table> <p>ア データヘッダの構成は、次のとおりとする。</p>	データヘッダ	データユニット	-----	データユニット
データヘッダ	データユニット	-----	データユニット		

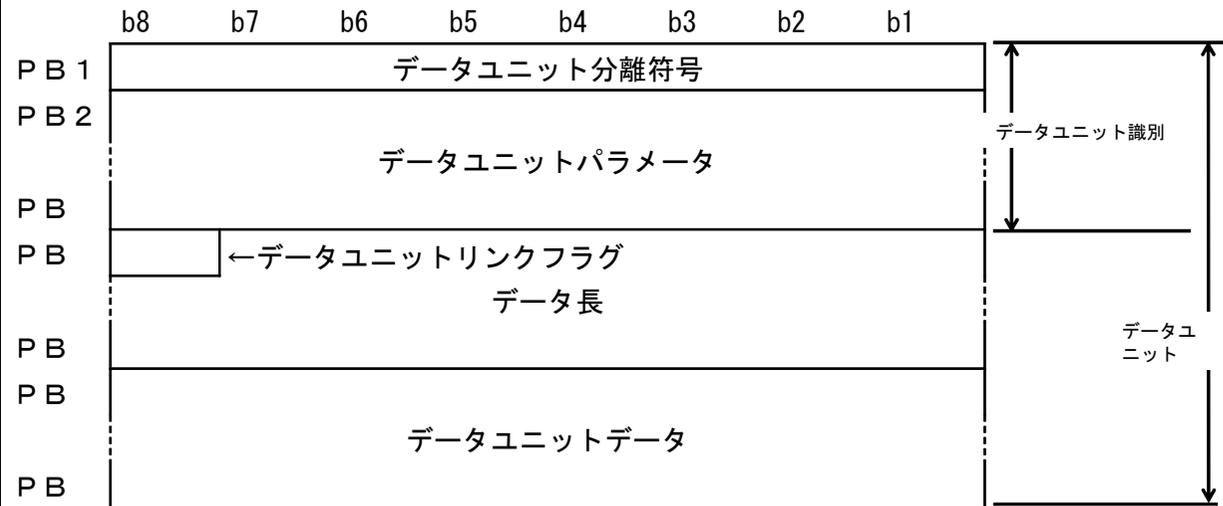


(ア) 情報分離符号は、01/14とする。

(イ) データヘッダパラメータは、2バイト以上の可変長バイトとし、10/0～15/15の範囲の符号を中間符号、02/0～07/15の範囲の符号をパラメータが終了する場合の終端符号とする。ただし、データヘッダパラメータの最初の1バイトの値は、別記第一のとおりとする。

(ウ) データ長の構成は、別記第二のとおりとする。

イ データユニットの構成は、次のとおりとする。

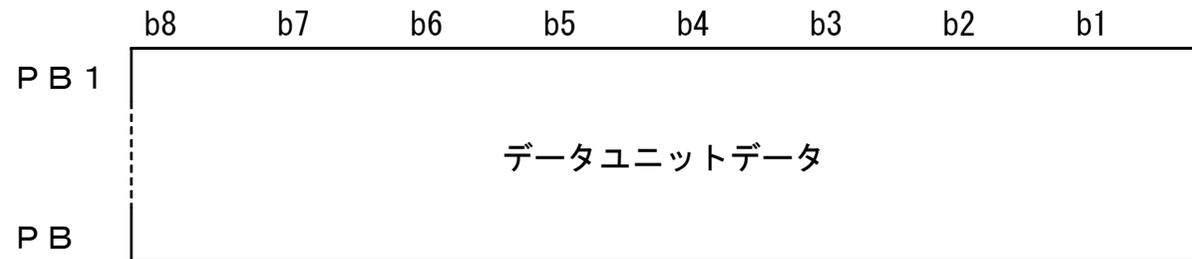


- (ア) P B は、データユニット内のバイトを示し、送出順に P B 1、P B 2、P B 3、…とする。
- (イ) データユニット分離符号は、01/15とする。
- (ウ) データユニットパラメータは、2バイト以上の可変長バイトとし、10/0～15/15の範囲の符号を中間符号、02/0～07/15の範囲の符号をパラメータが終了する場合の終端符号とする。ただし、データユニットパラメータの最初の1バイトの値は、別記第三のとおりとする。
- (エ) データユニットリンクフラグは、次のデータユニットが継続データユニットである場合は“1”とし、その他の場合は“0”とする。

(オ) データ長の構成は、別記第四のとおりとする。

(カ) データユニットデータにおいて、複合データ信号のデータを送出する。

(2) D G 構成 2 の場合、データグループデータはデータユニットデータのみから成り、その構成は、次のとおりとする。



ア PB は、データユニット内のバイトを示し、送出順に PB 1、PB 2、PB 3、…とする。

イ データユニットデータにおいて、複合データ信号のデータを送出する。

#### 別記第一 データヘッダパラメータの最初の 1 バイトの値

最初の 1 バイトの値	内容	機能

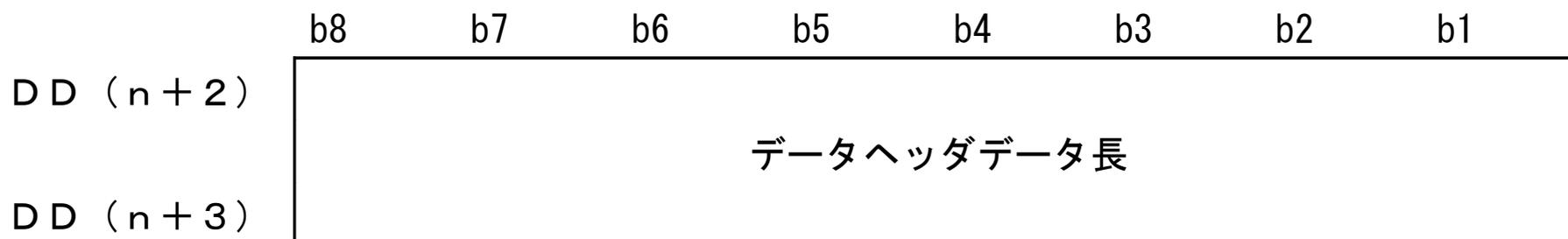
10／0	番組	番組の識別番号等を送出する。
10／1	ページ	ページの識別番号等を送出する。
10／2	番組索引	番組索引の識別番号等を送出する。
10／3	継続	先行して送出したデータに継続するデータの識別番号等を送出する。
10／4	実時間番組 (データクラスタ)	実時間番組 (データクラスタ) データの識別番号等を送出する。
10／8	リンク	リンク情報の識別番号等を送出する。
10／9	番組共通マクロ	番組共通マクロの識別番号等を送出する。
10／12	実時間番組	実時間番組 (データセグメント) データの識

	(データセグメント)	別番号等を送出する。
10/15	運用信号	運用信号の識別信号等を送出する。

注 リンク情報とは、受信者の操作入力等に基づく指示と、それに対応した受信機の受信動作との関連を示すための情報をいう。

#### 別記第二 データ長（データヘッダデータ長）の構成

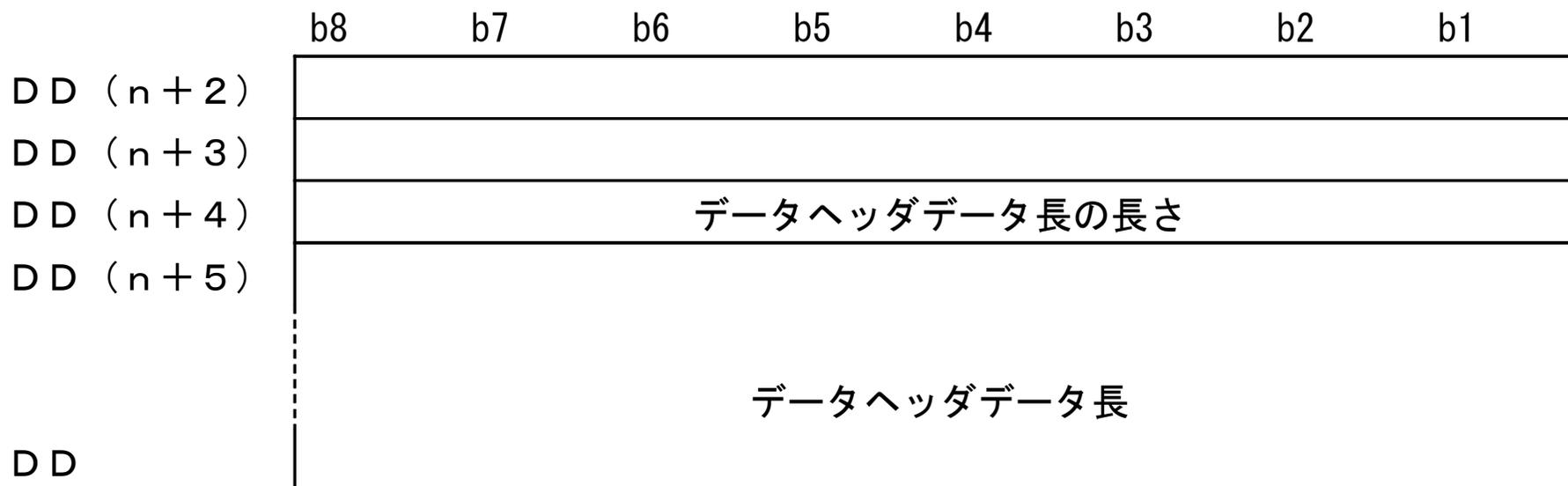
1 データヘッダデータ長が65,534バイト以下のとき



注1 nは、データヘッダパラメータのバイト数とする。

2 データヘッダデータ長は、DD (n+2) を上位バイト、DD (n+3) を下位バイトとする2進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

2 データヘッダデータ長が65,535バイト以上するとき



注1 nは、データヘッダパラメータのバイト数とする。

2 DD (n+2) 及び DD (n+3) は、ともに、“11111111”とする。

3 データヘッダデータ長の長さは、2進数で表したものとする。

4 データヘッダデータ長は、DD (n+5) を最上位バイトとする2進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

別記第三 データヘッダパラメータの最初の1バイトの値



最初の 1 バイトの値	内容	機能
10 / 0	本文	本文を表示する領域における文字データ及びモザイク図形データを送出する。
10 / 1	同期文	同期文を送出する。
10 / 4	ヘッダ文	ヘッダ文を表示する領域における文字データ及びモザイク図形データを送出する。
10 / 5	発音情報	発音情報を送出する。
10 / 8	ジオメトリック	ジオメトリック図形データを送出する。
10 / 9	番組共通マクロ	番組共通マクロ定義を読み出す。
10 / 12	付加音	付加音データを送出する。

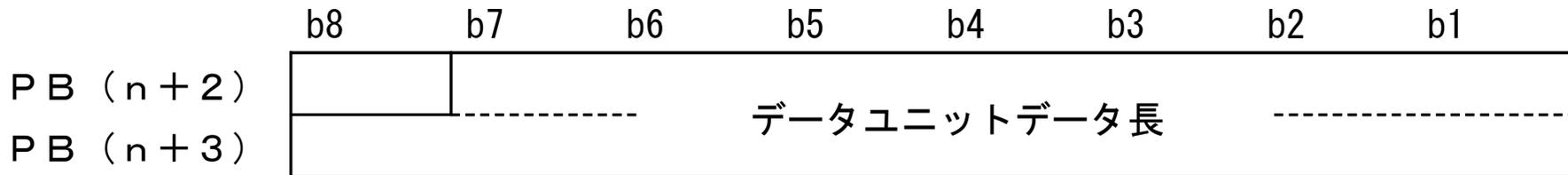
11 / 0	1 バイト D R C S	1 バイト D R C S 図形データを送出する。
11 / 1	2 バイト D R C S	2 バイト D R C S 図形データを送出する。
11 / 4	カラーマップ	カラーマップデータを送出する。
11 / 5	応答リンク	応答リンク（固定的な符号化方式）情報 を送出する。
11 / 7	ハイパーリンク	ハイパーリンク情報（汎用的な符号化方式） を送出する。
11 / 8	1 層フォトグラフィック	1 層フォトグラフィック図形データを送 出する。
11 / 11	継続	先行して送出したデータユニットと同一

		の継続するデータユニットを送出する。
11／13	番組索引	番組索引データを送出する。
11／14	ダミー	ダミーデータを送出する。
11／15	ネットワーク運用	放送局の運用上必要な場合送出手。
12／0	データセグメントデータ	データセグメントデータを送出する。
12／8	提示管理	提示管理情報を送出する。
13／0	テレソフトウェア	テレソフトウェア信号を送出する。
13／8	静止画	静止画信号を送出する。

- 注1 モザイク図形とは、モザイク素片に対応する符号の組合せで表示する図形をいう。
- 2 ジオメトリック図形とは、点、直線、円弧等を指定する図形記述命令の組合せで示す図形をいう。
- 3 D R C S 図形とは、あらかじめ送出したパターンデータに対応する符号の組合せで表示する図形をいう。
- 4 1層フォトグラフィック図形とは、1層のパターンデータで表示する図形をいう。

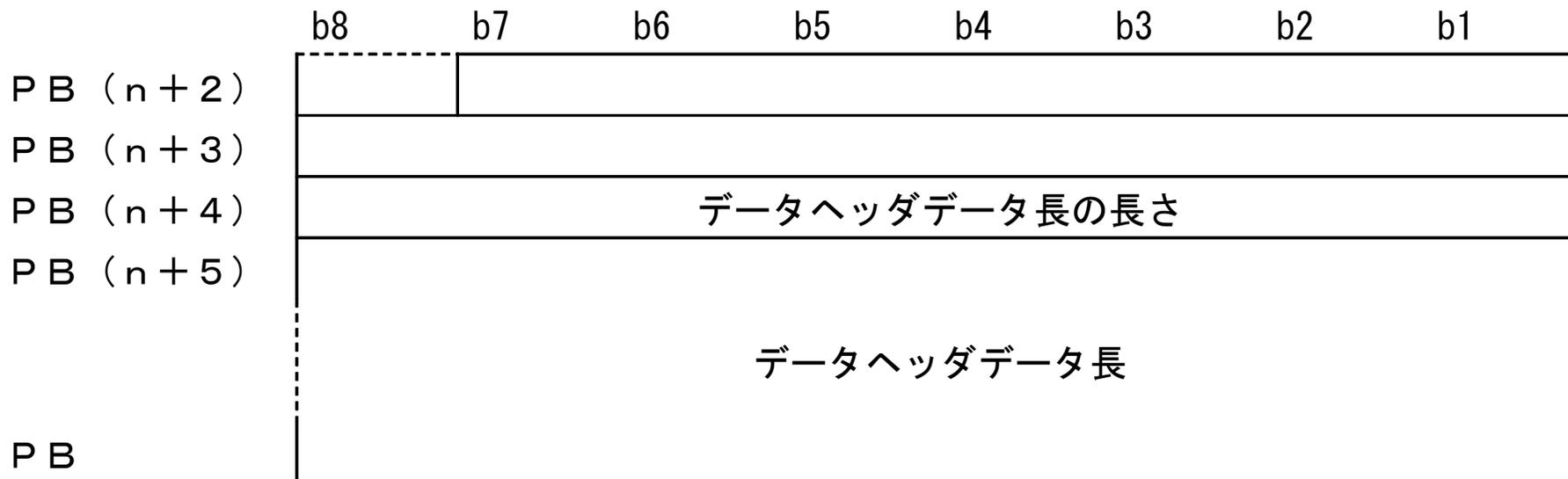
別記第四 データ長（データユニットデータ長）の構成

- 1 データユニットデータ長が32,766バイト以下のとき



- 注1 nは、データユニットパラメータのバイト数とする。
- 2 データユニットデータ長は、P B ( n + 2 ) の b 7 ~ b 1 を上位バイト、P B ( n + 3 ) の b 8 ~ b 1 を下位バイトとする2進数により、データユニットのバイト数を示すものとする。

- 2 データユニットデータ長が32,767バイト以上のとき



注1 nは、データユニットパラメータのバイト数とする。

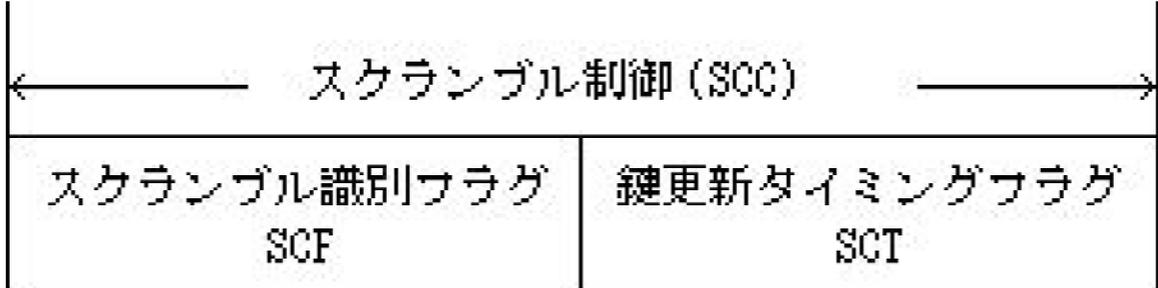
2 PB (n+2) の b7 ~ b1 は、“1111111”とし、PB (n+3) は、“11111111”とする。

3 データユニットデータ長の長さは、2進数で表したものとする。

4 データユニットデータ長は、PB (n+5) を最上位バイトとする2進数により、データヘッダのバイト数を示すものとする。

別表第七号 スクランプル制御の構成



項目	内容
<p>1 スクランブル制御の構成</p>	<p>スクランブル制御（SCC）は、スクランブル識別フラグ（SCF）及び鍵更新タイミングフラグ（SCT）から成る。</p> 
<p>2 スクランブル識別フラグ及び鍵更新タイミングフラグの構成</p>	<p>(1) スクランブル識別フラグ（SCF）</p> <p>スクランブル識別フラグは、スクランブルを行ったパケットデータの送出時には“1”とし、スクランブルを行わないパケットデータの送出時には“0”とする。</p> <p>(2) 鍵更新タイミングフラグ（SCT）</p> <p>鍵更新タイミングフラグは、スクランブルに使用する鍵を当該パケットで新たに更新する時に“1”とし、前パケットと同じ鍵を使用する時は“0”とする。</p>

注1 スクランブルに関する関連情報を伝送制御データに従い論理チャネルを用いて伝送する場合

は、次のいずれか、又は併用することができる。

- (1) 伝送制御データにおいて、M I を「1」として指定する論理チャネル。
- (2) 伝送制御データにおいて、S V を「1」、P R を「65280」、M I を「1」として指定する論理チャネル。

2 関連情報は、多重副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別表第一号第3項の表に示す論理チャネル（L C I 1 と L C I 2 の組合せ）以外の任意の論理チャネルで伝送し、垂直帰線消去期間を使用する伝送方式の場合は、別図第二号注3の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送し、音声信号副搬送波を使用する伝送方式の場合は、別図第三号注2の表の1から30までのうちの任意の論理チャネルで伝送する。

○総務省告示第七十一号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第十二条第二項、第十五条第二項及び第十九条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百十三号（有線テレビジョン放送等における搬送波のレベルと雑音のレベルとの差の算出方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第一項中「（有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第95号）

「標準テレビ

標準衛星

標準衛星

域伝送テレビ

第二十二條第二項については、映像信号搬送波のレベルとする。以下同じ。）」を「

ビジョン放送方式 :  $4.0 \times 10^6$  [Hz]

テレビジョン放送方式 :  $27 \times 10^6$  [Hz]

を

「標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯

域

デジタルテレビジョン放送方式又は広帯

域伝送デジタル放送方式 :  $28.86 \times 10^6$  [Hz]

デジタル放送方式 :  $28.86 \times 10^6$  [Hz]

「アナログ搬送波が10チャンネルを超える有線放送方式」及び「標準衛星テレビジョン放送方式、」及び「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送方式」及び「全ての搬送波がアナログ搬送波が10チャンネル以下の有線放送方式」

放送設備の場合： $1.58 \times 10^{-4}$ 以上 [W]

送設備の場合： $6.3 \times 10^{-5}$ 以上 [W] 及び「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合」

送設備の場合： $6.3 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

場合： $6.3 \times 10^{-5}$ 以上 [W] 及び「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合」

標準テレビジョン放送方式： $4.0 \times 10^6$  [Hz]

デジタル有線テレビジョン放送方式： $5.3 \times 10^6$  [Hz] 及び「デジタル有線テレビジョン放送方式」

「アナログ搬送波が10チャンネルを超える有線放送設備の場合」及び「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合」  
「アナログ搬送波が10チャンネル以下の有線放送設備の場合」

： $6.3 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

： $3.16 \times 10^{-5}$ 以上 [W] 及び「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合」： $3.16 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

： $3.16 \times 10^{-5}$ 以上 [W]

$10^{-5}$ 以上 [W] 及び「全ての搬送波がデジタル搬送波である有線放送設備の場合」

○総務省告示第七十二号

有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令（平成二十三年総務省令第九十五号）第二十条第二項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百十五号（有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えることが検知されなかったための技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

第一項中「第二十六条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

1 有線テレビジョン放送等の送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式又は広帯域伝送デジタル放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率（短縮化リードソロモン（204,188）符号による誤り訂正前をいう。以下同じ。）が $10^{-4}$ 以下であること。

2 有線テレビジョン放送等の送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式である場合にあっては、次項に定める方法により測定したビット誤り率が $10^{-4}$ 以下であること又は同項に定める方法により測定した妨害波のレベルが別図第三号から別図第八号までに示すスペクトルマスクの値以下であること。

第二項第1号(二)中「アナログ変調方式（送信の方式が標準衛星テレビジョン放送方式である場合を

除く。同号(三)及び(四)において同じ。)にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置(他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。)を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の上側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差(次項第1号(五)又は第2号(三)に規定する検知限レベル差をいう。以下同じ。)を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式(送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式及び広帯域伝送デジタル放送方式である場合を除く。同号(三)において同じ)を「デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送方式」に、「試験信号発生装置を用いて」を「試験信号発生装置(他の電磁波を発生させる被試験装置をいう。以下同じ。)を用いて」に改め、「スペクトルマスク評価」の下に「(第三項に規定するスペクトルマスク評価をいう。以下同じ。)」を加え、「同項第2号」を「前項」に改め、同号(三)中「アナログ変調方式にあつては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に他の電磁波を試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波の下側に隣接伝送させ、主観評価若しくは客観評価により検知限レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式」を「デジタル有線テレビジョン放送方式又は標準デジタルテレビジョン放送

方式」に、「同項第2号」を「前項」に改め、同号(四)を削り、同項第2号(三)中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に下りの他の電磁波を信号発生部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前号第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、「」を削り、「同項第2号」を「前項」に改め、同号(五)中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等の搬送波を標準信号発生器及びテレビ変調器を用いて発生させ、同時に上りの他の電磁波を測定部側の試験信号発生装置を用いて発生させて有線テレビジョン放送等の搬送波と同時に伝送させ、スプリアスが確認されたチャンネルにおいて、テレビ受信機による画面評価を行い、客観評価により検知レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあっては、「」を削り、「同項第2号」を「前項」に改め、同号(六)を削り、同項第3号(一)中「別図第十三号」を「別図第九号」に改め、同号(二)中「アナログ変調方式にあっては、有線テレビジョン放送等に使用する光波長を標準信号発生器、テレビ変調器及び光送信機を用いて発生させ、同時に全ての下りの他の光波長を試験信号発生装置及び光送受信機を用いて発生させて有線テレビジョン放送等に使用する光波長と多重し、かつ

、伝送させ、全ての下りの他の光波長からの妨害の影響が最も大きくなる条件において、主観評価若しくは客観評価により検知レベル差を求め、又はスペクトルマスク評価により妨害波のレベルの測定を行い、前項第1号の基準を満たすことを確認する。また、デジタル変調方式にあつては」を削り、「同項第2号」を「前項」に改め、同号(三)を削る。

第三項を次のように改める。

### 三 スペクトルマスク評価の方法

1 PN符号発生器及びデジタルテレビ変調器を用いて発生させた有線テレビジョン放送等の搬送波により、テレビ受信機の画像が表示されていることを確認する。

2 有線テレビジョン放送等に使用する搬送波のレベルを測定し、搬送波のレベルの平均値をスペクトルマスクの基準値とする。

3 スペクトルマスク評価の測定対象の有線テレビジョン放送等の搬送波の送出を停止させた状態で、次の場合ごとに他の電磁波又は全ての下りの他の光波長を発生させる。

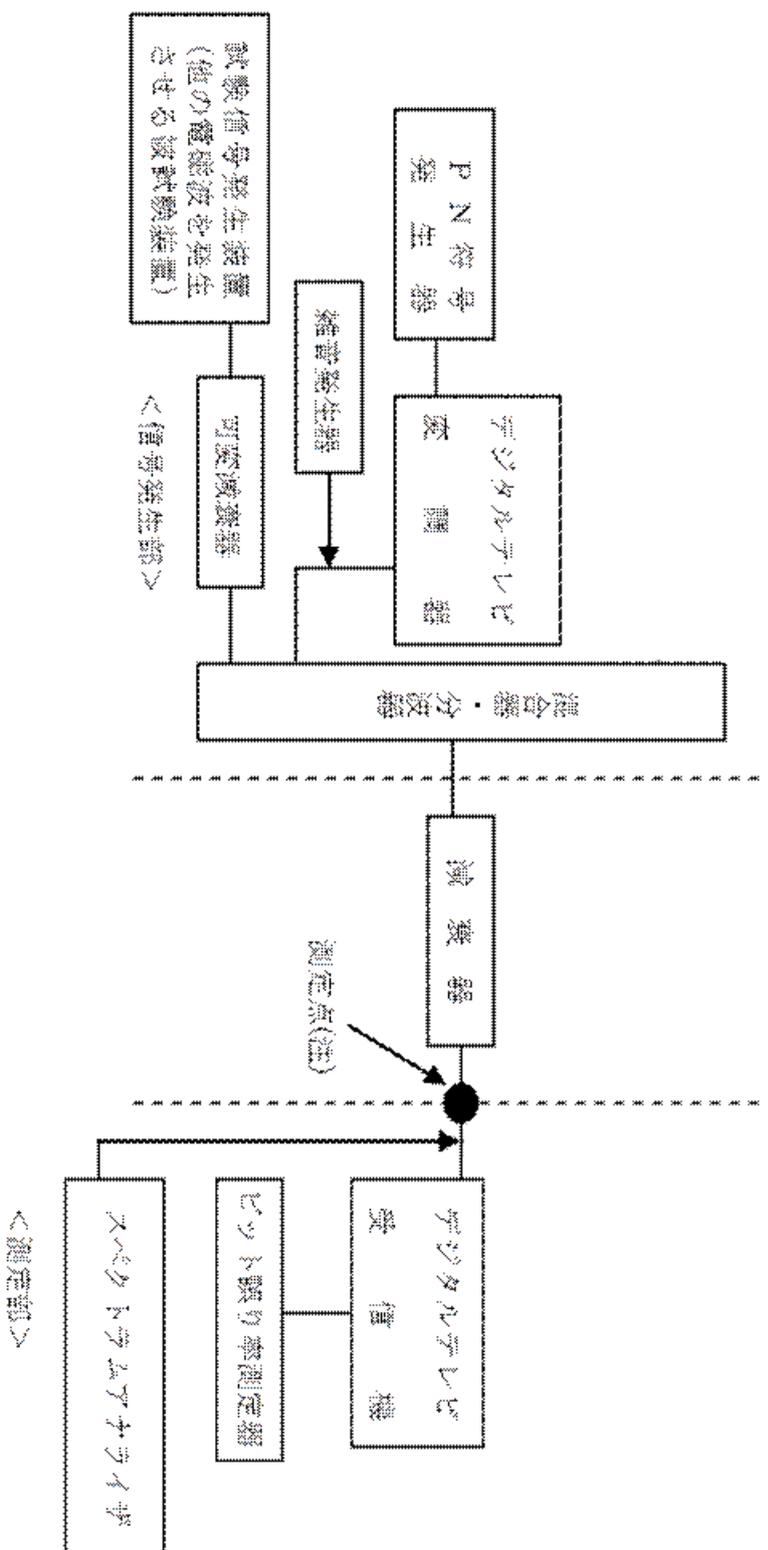
(一) 隣接チャンネル妨害の確認を行う場合は、別図第一号に示す試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

(二) 下りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す信号発生部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。

- (三) 上りの他の電磁波のスプリアス妨害の確認を行う場合は、別図第二号に示す測定部側の試験信号発生装置を用いて他の電磁波を発生させる。
- (四) 光波長多重による光波長間の妨害の確認を行う場合は、別図第九号に示す試験信号発生装置及び光送受信機を用いて全ての下りの他の光波長を発生させる。
- 4 スペクトルマスクにより規定された周波数帯域において、妨害波のレベルを記録する。
- 5 スプリアス妨害及び光波長多重による光波長間の妨害の確認にあっては、伝送される全ての搬送波について、第1号から前号までの手順で評価を行う。

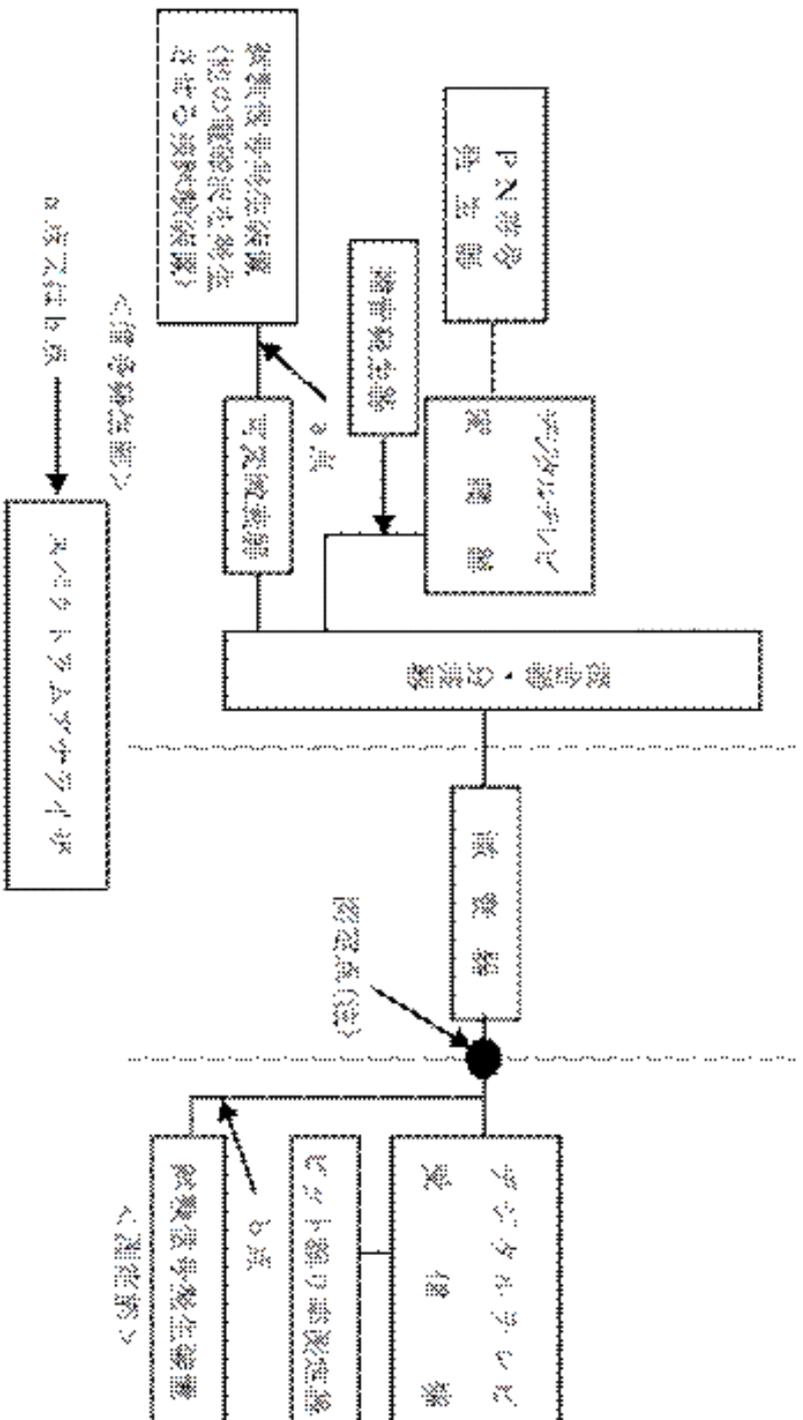
別図第一号及び別図第二号を次のとおり改める。

別図第一号 隣接チャンネル妨害の評価試験系統図



注 測定点は、有線放送設備において、搬送波と雑音のレベル差（以下「CN比」という。）が最も小さい受信者端子又はそれ以下のCN比となる地点を設定するものとする。

別図第二号 スプリアス妨害の評価試験系統図



注 測定点は、有線放送設備において、C/N比が最も小さい受信者端子又はそれ以下のC/N比となる地点を設定するものとする。

別図第三号から別図第六号までを削り、別図第七号を別図第三号とし、別図第八号から別図第十二



別図第十三号を別図第九号とし、別表を削る。

○総務省告示第七十三号

放送法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七号）及び平成二十五年総務省告示第五十九号（基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する件）の施行に伴い、次に掲げる告示は、廃止する。

平成二十五年二月二十日

総務大臣 新藤 義孝

一 昭和五十七年郵政省告示第八百八十一号（放送区域等を計算による電力束密度に基づいて定める場合における当該電力束密度の算出の方法を定める件）

二 昭和五十七年郵政省告示第八百五十九号（無線設備規則の規定に基づき、同規則第十四条第一項の規定を適用することが困難又は不合理であるテレビジョン多重放送を行う放送局の送信設備等を定める件）

三 平成十三年総務省告示第四百八十号（無線設備規則第三十七条の四第二項に基づき標準テレビジョン放送を行う放送局の送信設備の条件を定める件）

四 平成二十三年総務省告示第二百八十六号（テレビジョン放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件）

五 平成二十三年総務省告示第二百八十七号（テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の電界強度

度の値を定める件)

六 平成二十三年総務省告示第二百八十八号(テレビジョン音声多重放送又はテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の電界強度の値を定める件)

七 平成二十三年総務省告示第二百八十九号(多重フレーム行列の同期符号及び制御手順、フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件)

八 平成二十三年総務省告示第二百九十号(擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件)

九 平成二十三年総務省告示第二百九十一号(垂直帰線消去期間における水平走査線に重畳する信号を定める件)

十 平成二十三年総務省告示第二百九十二号(標準テレビジョン放送における識別制御信号の構成を定める件)

十一 平成二十三年総務省告示第二百九十三号(標準テレビジョン放送における妨害低減の技術的条件を定める件)

十二 平成二十三年総務省告示第二百九十四号(フレーム行列の構成及び制御手順、音声信号の送出手順並びにデータパケットの送出手順を定める件)

十三 平成二十三年総務省告示第二百九十五号（走査線内信号切替方式又は走査線転移方式による映像信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号重畳方式による音声信号のスクランブルの手順、擬似乱数符号系列の生成方法、スクランブルに関するタイミミング並びに関連情報の構成及び送出手順を定める件）

十四 平成二十三年総務省告示第二百九十六号（標準テレビジョン文字多重放送の放送番組のデータの送出等を定める件）

十五 平成二十三年総務省告示第二百九十七号（標準テレビジョン文字多重放送を行う放送衛星局の送信の方式のうち同省令の規定を適用することが困難又は不合理であるものを定める件）

十六 平成二十三年総務省告示第三百十号（データ信号の構成並びにスクランブルを行う範囲及びスクランブルの制御を定める等の件）

十七 平成十八年総務省告示第八十号（基幹放送用周波数使用計画第1の6(4)の規定により定める中継局を定める件）

十八 平成十六年総務省告示第五百二号（放送用周波数使用計画第1の5(5)の規定により定める中継局を定める件）